

平成 30 年度

児童相談所一時保護所外部評価報告書

平成 30 年 10 月

横浜市児童福祉審議会

児童相談所一時保護所外部評価報告書

1 趣旨	1
2 評価委員会の概要	1
(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員	
(2) 評価方法	
(3) 評価の内容とポイント	
(4) 対象施設	
(5) 評価委員会の開催日程と検討内容	
3 領域ごとの評価結果	3
(1) 子どもの権利擁護	
(2) 子どもの特性に応じた適切な援助	
(3) 学習援助・教育への配慮	
(4) 安全で快適な生活	
(5) 施設運営	
4 総合的評価結果	7
5 資料編	8
(1) 入所児童アンケート用紙	
(2) 児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表(平成 30 年度使用)	

1 趣旨

横浜市では、児童虐待の増加に伴い、一時保護を要する児童も増え、平成 25 年 9 月には北部児童相談所一時保護所を開設したことにより、児童相談所に付設する一時保護所は 4 か所（定員 161 人）となっている。

一時保護所は、子どもの安全を確保する場所として、“子どもにとって最後の砦”とも言われる場所であり、一時保護中の子どもの最善の利益が十分考慮され、その人権が尊重される事が重要であり、基本となる。

そのため、本市では一時保護中の子どもの権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図るため、児童福祉審議会児童部会一時保護所外部評価委員会において外部評価を行っている。各児童相談所一時保護所の運営については、毎年度、自己評価を実施するとともに、本委員会では、1 か所の一時保護所について外部評価を行うこととしている。

本年度は、南部児童相談所一時保護所を外部評価の対象とし、その運営について外部評価を行った。

なお、同一時保護所については 20 年度及び 25 年度に評価を行っている。

2 評価委員会の概要

(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員 (◎：委員長)

児童福祉審議会委員及び臨時委員である 6 名の委員により構成する。

- ◎浅羽 幸雄 委員 (元中学校長、元教育相談員)
- 大崎 克之 委員 (神奈川県弁護士会 弁護士)
- 木村 秀 委員 (共立女子大学家政学部児童学科 専任講師)
- 長瀬 美鳥 委員 (横浜市主任児童委員連絡会 副代表)
- 水鳥川 洋子 委員 (協同組合千葉県若人自立支援機構 専務理事)
- 森 里美 委員 (神奈川県立子ども医療センター総合診療科 医師)

(2) 評価方法

「児童相談所一時保護所による自己評価」、「利用者である子どもによる評価」、「外部委員による評価」を組み合わせ、委員会として総合的な評価を行った。

また、子どもによる評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングとともに、学齢児に対してのアンケート調査を実施した。

【一時保護所の自己評価】

◎評価表をもとに、一時保護所全体で議論し、全員参加により評価する（外部委員による評価と同一の評価表使用）。

【子どもによる評価】

◎学齢児にアンケート調査を一斉に実施する。また、必要に応じて外部委員によるヒアリングも行う。

【外部委員による評価】

◎外部委員が現地でヒアリング等を行いながら評価表に基づいて評価する。

(3) 評価の内容とポイント

別添の評価表により、「子どもの権利擁護」、「子どもの特性に応じた適切な援助」、「学習援助・教育への配慮」、「安全で快適な生活」、「施設運営」の5つの領域について評価を行った。

1 子どもの権利擁護	子どもの人権への基本的な考え方と取組姿勢やプライバシーの保護、体罰の禁止などに対する取組を評価する。
2 子どもの特性に応じた適切な援助	特に配慮が必要とされる子どもを中心に、一人ひとりの特性に応じて、的確なアセスメントや支援プログラムが提供されているか評価する。
3 学習援助・教育への配慮	保護所からの通学はできないため、学習権の保障の観点から学習空間や教材、プログラムについて（幼児については保育活動も含む）評価する。
4 安全で快適な生活	子どもが安全で快適な生活を送るために、住環境や食事などにおいて、どのような配慮がなされているか、必要な支援が提供されているかを評価する。
5 施設運営	職員の人材育成や危機管理など、質の高い支援を行うために必要とされる施設の運営面について評価する。

(4) 対象施設

横浜市南部児童相談所一時保護所

(5) 評価委員会の開催日程と検討内容

第1回 平成30年6月29日(金)	一時保護所自己評価結果の報告(全保護所分) 入所児童アンケート結果の報告 南部児童相談所一時保護所の概要説明
第2回 平成30年8月9日(木)	南部児童相談所一時保護所の現地調査 (施設の視察、書類の調査とヒアリング)
第3回 平成30年8月27日(月)	評価・調査結果の分析とまとめ
第4回 平成30年9月18日(火)	評価報告書案の検討と修正
第5回 平成30年10月25日(木)	一時保護所への評価結果のフィードバック

3 領域ごとの評価結果

(1) 子どもの権利擁護

ア 意見（評価できるもの）

- ・一人ひとりの子どもの状況、課題が職員間で共有され、ハード面での制約があるなかでも、子どもへの配慮がなされている。
- ・意見箱の数を増やしたり、こども会議を月1回開催し、第三者委員も参加するなど、入所児童の意見表明を大切にしている姿勢は評価できる。
- ・「CARE（ケア）」、「トラウマインフォームドケア」等の適切な養育技術の研修を実施し、子どもの特性を理解する取組を行っている。

イ 意見（改善が必要なもの）

- ・一時保護所運営マニュアルに記載されている権利擁護や個人情報保護、体罰禁止やセクシャルハラスメント防止対策等の内容についての記述が十分ではない。
- ・施設面で個室の数が十分でないなど、プライバシーの配慮や個別対応が必要な子どもの対応について、職員の努力だけでは難しい部分もある。

ウ 提案事項

- ・一時保護所にも、スーパーバイズができる立場の職員を専任で配置できるよう検討してほしい。
- ・一時保護所運営マニュアルやガイドラインを、児童相談所全体で、定期的に見直すよう、取り組んでほしい。
- ・職員研修等において、体罰の禁止やセクシュアルハラスメントの防止を子どもの権利擁護に結び付けながら取り上げる方法を検討してほしい。

(2) 子どもの特性に応じた適切な援助

ア 意見（評価できるもの）

- ・書面で引継ぎを行ったり、ブロック会議やケース会議を実施し、職員間の連携がよくとられている。
- ・児童相談所と一時保護所が離れているが、職種を超えた連携がよくとられている。
- ・医師との連携が密に取れており、所内定期受診は大変良いシステムである。心理的配慮についても、きめ細かく対応されている。
- ・食物アレルギーへの対応が徹底されており、食材の成分や配膳時のダブルチェック、トリプルチェックが行われている。
- ・外出プログラムが多数あり、長期入所児童への配慮がなされている。近隣に散

歩ができる公園があるなど、環境的に恵まれている。

- ・外出時には付添職員を十分に配置するなど、安全面の確保が図れている。

イ 意見（改善が必要なもの）

- ・一時保護所は、子どもによっては初めて安全・安心を感じる「とても大切な場」である。特に幼児では愛着関係を形成するためのスキンシップが大切である。子どもの求めに応じた十分なスキンシップも必要ではないか。
- ・一時保護を行う際に子ども本人への動機づけや、所内での約束ごとを確認する必要がある。その意味や理由を伝え、子どもが納得できるように努めてほしい。
- ・エレベーターがないなど、施設全体がバリアフリーではないため、身体が不自由な子どもに対応することが困難である。

ウ 提案事項

- ・公平・平等に子どもと接しようとする姿勢は理解できるが、愛着形成の重要性を踏まえ、一時保護所における職員と子どもとの距離やスキンシップの取り方について、児童相談所全体で議論してほしい。
- ・興奮する子どもへの対応（ホールディング等）において、職員の経験に頼るだけでなく、エビデンスに基づく養育支援プログラムの活用も検討してほしい。
- ・現在の施設では、個室が不足しているため、個別対応が必要な子どもは個室での対応ができるよう、環境整備を行うことを検討してほしい。

(3) 学習援助・教育への配慮

ア 意見（評価できるもの）

- ・入所時に学習レベルの確認を行い、個人の学習記録をとり、個々に学習の進め方を変えるなど、学習支援が丁寧に行われている。定期試験に向けた指導も行っている。
- ・中高生では、学校と連携をとり、一時保護所で在籍校の定期試験を受けられる環境を整えるなど、一時保護の実施により、進級・進学等の面で子どもに不利とならないよう配慮している。
- ・園庭は狭いが、幼児は毎日近くの公園に散歩に出かけるなど、周辺環境を生かした工夫をしている。小中学生は、遠足や社会科見学なども行っている。
- ・限られたスペース、時間の中で、絵本や玩具を生活の中うまく取り入れている。

イ 意見（改善が必要なもの）

- ・意見なし

ウ 提案事項

- ・子どもの学習権に不利益が生じないように、児童福祉司と連携し、学校とのつながりが途切れないよう取り組んでほしい。

(4) 安全で快適な生活

ア 意見（評価できるもの）

- ・児童アンケートから、生活全般に充実している様子が感じられる。
- ・食事が楽しみという子どもが多く、職員も食事の場を生活の中での大切な時間として雰囲気作りに配慮している。おかわりができることで、子どもにとっては心が満たされると感じられた。
- ・幼児には声掛けを行い、箸での食事や食べ方のアドバイスがされている。
- ・自由時間の過ごし方や外出について、自由度が高いよう配慮がなされている。

イ 意見（改善が必要なもの）

- ・ハード面の課題として、個室が十分に確保できていないと共に、入所が増加した際などには、一人ひとりの専有スペースの確保が難しい状況にある。

ウ 提案事項

- ・幼児の衣服について、子どもがいろいろな服を着ることができるため、着回ししているとのことだが、持ち物で自他の境界をつける面もあることから、個人所有にすることも含め、改めて児童相談所として検討してほしい。
- ・プライバシーを守れる空間として、個室を確保できるよう検討してほしい。
- ・学童には、簡単な調理実習などの体験について検討してほしい。

(5) 施設運営

ア 意見（評価できるもの）

- ・朝・昼2回の引継書を使った引継ぎや、児童相談所内の連絡会の定期的な実施、ケースカンファレンスの随時の実施など、情報共有が丁寧に行われている。
- ・援助技術の向上のため、新任者向けの研修や、希望する職員が他の一時保護所で実習する機会を設けている。
- ・医療職が2人体制で、服薬管理やアレルギー対応、うがい・手洗いによる感染症対策やワクチン接種など、十分に対応している。

イ 意見（改善が必要なもの）

- ・安全管理対策などのマニュアルは、各所で適宜見直しを行っているとのことだ

が、児童相談所全体でも、定期的に見直しをする体制が必要である。

ウ 提案事項

- ・嘱託員やアルバイトを含め、職員がシフト勤務で子どもに接している。正規職員にはストレスチェック等が行われているが、アルバイト等を含め職員全員に対するメンタルヘルス対策にも取り組んでほしい。

4 総合的評価結果

一時保護所の役割を職員全体で認識し、誇りをもって誠実に職務にあたっているように感じられた。児童相談所と離れた場所にあるが、安全で安心できる環境の確保や、職員間の情報連携などに様々な工夫をしている。

近隣に公園があるなど恵まれており、幼児が毎日散歩に出かけたり、戸外での学童の日課活動が行われるなど、園庭が狭いなどの制限がある環境の中でも、生活を豊かにする工夫がなされている。

児童アンケートでは、一時保護所の生活の不自由さを感じながらも、食事や日課、学習を楽しみにしている様子が感じられた。職員はよく相談に乗ってくれるという回答もあった。子どもの立場から、安心して生活できる場となっていると評価できる。

設備面では、児童の居室について個室が少なく、虐待を受けた子どもや年長の女子学童など個別対応を必要とする子どもへの対応が十分とは言えない。また、入所者用のエレベーターがなく、バリアフリー対応となっていない。今後、十分な広さの園庭の確保を含め、設備面の改善を期待する。

学習支援については、在籍校の校長や学級担任、児童・生徒指導専任教諭等との連携により、一人ひとりに応じた教科指導や一時保護所内での定期試験が行われている。私立校等との連携に難しさもあるようだが、本人の意向を踏まえた支援がされるよう、引き続き学校との連携に努めてもらいたい。

一時保護所は通過施設であり、そのため子どもとの距離感をとることを大切にし、愛着関係を作りすぎないように意識しているとのことだが、一時保護所は、子どもにとって安心を得ることのできる場所であるべきであり、大人に大切にされたという体験が、その後の子どもの生活にとって大きな力となる。子どもの求めに応じたスキンシップの取り方を、児童相談所全体で考えてほしい。また、職員の経験だけに頼らない援助技術の手法の導入などについて、さらに積極的に取り組んでもらいたい。

そのためにも、児童相談所としては、職員の援助技術の向上やスーパーバイズを行うことができる体制を確保し、職員異動や入所児童の増加に適切に対応できるよう、取り組んでほしい。

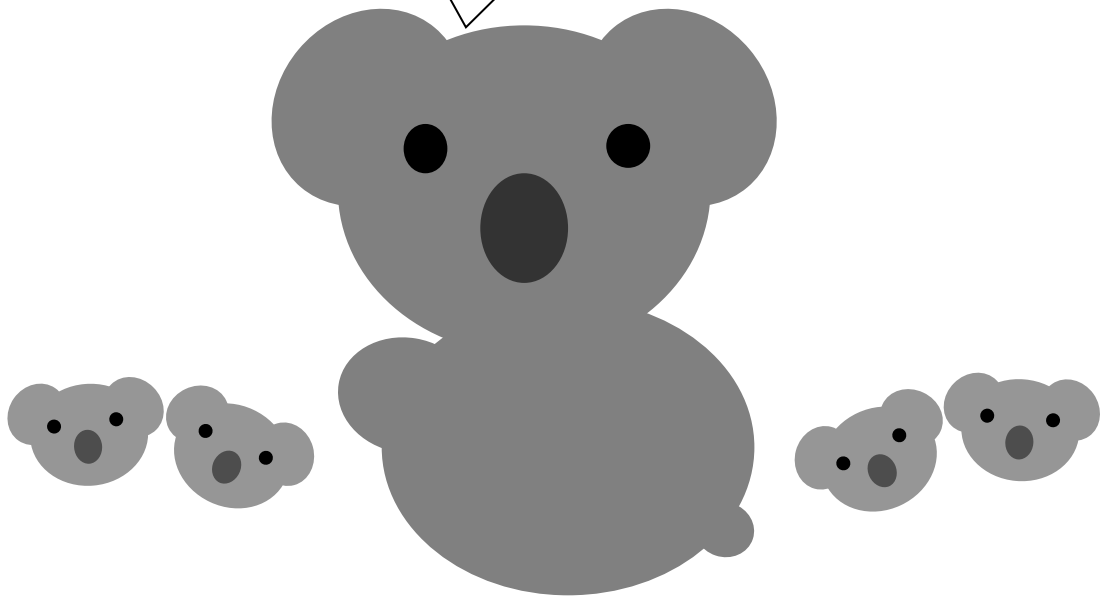
5 資料編

◆入所児童アンケート用紙

◆児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表
(平成 30 年度使用)

アンケート(一時保護所の生活について)

いちほごしょ せいかつ あんぜん あんしん ところ
一時保護所での生活を「安全で安心できる所」にするために、
みな かん おも き
皆さんが感じていることや思うことを聞かせてください。
しつもん きにゆうらん ことば か
質問に対し、○をつけたり記入欄に言葉で書いたりしてください。
ばあい こた
わからない場合は答えなくてもかまいません。



↓あなたのことをお聞かせください。

※ ほごしょ き ひ へいせい ねん つき ひ
保護所に来た日 (平成 年 月 日)

※ がくねん しょうがく ねん しょうがく ねん ちゅうがく ちゅうそつじょう
学年 (小学1~3年・小学4~6年・中学・中卒以上)

※ あなたの性別 (おとこ おんな)

◆ **日課**について

- 1 自由に過せる時間は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 2 自由時間にできること（ゲーム、トランプ、将棋、読書 など）の種類は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 3 学習以外の活動（午後の活動等）の種類は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 4 学習以外の活動（午後の活動等）の時間は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 5 学習の時間は多いですか？ ①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 6 学習の内容はむずかしいですか？
①むずかしい ②わかりやすい ③やさしい

◆ **食事・おやつ**について

- 7 食事はおいしいですか？ ①おいしい ②ふつう ③おいしくない
- 8 食事の量はどうか？ ①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 9 メニューはいろいろあり食事が楽しみですか？
①とても楽しみ ②楽しみ ③楽しめない
- 10 おやつはおいしいですか？ ①おいしい ②ふつう ③おいしくない
- 11 おやつのは量はどうか？ ①多い ②ちょうど良い ③少ない

◆ **生活全体**について

- 12 楽しいことはありますか？ ①よくある ②時々ある ③あまりない
 (どんなことですか？)
- 13 いやなことや困っていることはありますか？ ①あまりない ②少しある ③たくさんある
 (どんなことですか？)
- 14 いやなことや困っていることに職員は相談にのってくれますか？
 ①よくのってくれる ②少しはのってくれる ③あまりのってくれない
- 15 ここの生活で変えて欲しいことや、こうなれば良いなと思うことがあれば書いてください。
 ()
- 16 外部評価委員（生活について相談にのってくれる人）に話をしたいことがありますか？
 ① ある ②ない

平成30年度 児童相談所一時保護所による自己評価

児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価 評価表

<目次>

評価領域Ⅰ 子どもの権利擁護

評価分類Ⅰ－1	権利擁護の意識・人権への配慮
評価分類Ⅰ－2	プライバシーへの配慮
評価分類Ⅰ－3	意見表明
評価分類Ⅰ－4	子どもを守る取組

評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

評価分類Ⅱ－1	子どもの状況把握とアセスメントの的確さ
評価分類Ⅱ－2	一人ひとりに応じた適切な対応
評価分類Ⅱ－3	入退所時の対応と所内他部門との連携

評価領域Ⅲ 学習援助・教育への配慮

評価分類Ⅲ－1	学習権への配慮
評価分類Ⅲ－2	子どもに応じた学習支援
評価分類Ⅲ－3	保育活動

評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

評価分類Ⅳ－1	適切・快適な生活への配慮
評価分類Ⅳ－2	いきいきと遊べる空間の確保
評価分類Ⅳ－3	快適な生活が営まれる住環境への配慮
評価分類Ⅳ－4	食事の工夫
評価分類Ⅳ－5	衣服の着用と管理
評価分類Ⅳ－6	適切な入浴
評価分類Ⅳ－7	安心できる睡眠の確保
評価分類Ⅳ－8	適切な排泄指導

評価領域Ⅴ 施設運営

評価分類Ⅴ－1	職員間の情報共有・連携
評価分類Ⅴ－2	職員の技術の向上、人材育成
評価分類Ⅴ－3	健康管理・安全管理
評価分類Ⅴ－4	地域や関係機関との関係
評価分類Ⅴ－5	実習・ボランティアの受け入れ

評価領域Ⅰ 子どもの権利擁護

- ・子どもの人権を守るという立場は、「生存権が保障されること」、「ひとりの人間として尊重されること」など、児童相談所一時保護所外部評価の全ての評価領域の基となる考え方です。
- ・横浜市では、この「子どもの権利擁護」を一時保護所の外部評価において、最も重視したい評価領域に位置づけました。
- ・安心して生活ができること、成長・発達が保障されるような十分なケアや教育が受けられること、自分たちの意見が自由に表現でき、それが受け止められること等、子どもたちがすこやかに育っていくための基本要素は、すべて子どもたちの権利として捉え直すことができるものです。
- ・この評価領域では、子どもの人権への基本的な考え方と取り組み姿勢の評価とともに、子どもの入所中の生活において、実際に対応が必要となってくる尊厳への十分な配慮やプライバシーの保護、体罰の禁止などに対する取り組みを評価します。

一時保護所の評価の仕組みとして、第三者による外部評価を行います。第三者により、一定の客観的な評価基準に準拠して評価してもらうことにより、一時保護所の自らの点検と気づきが促進されます。子どものケアの質を高めるために何をどうすべきかを考え、保護所運営を改善していくためにも、外部評価は必要と言えます。

評価分類 I - 1 権利擁護の意識・人権への配慮

《評価のねらい》

- ・人権の擁護は、施設の特性上、また、入所者本人は子どもであることから非常に重要な観点のひとつです。具体的な取組を把握しながら、適切な対応がなされているかどうかを評価します。
- ・一時保護所の基本的な考えが明示され、内容が子どもの権利擁護にふさわしいものかどうかを確認します。
- ・また、理念や基本方針を掲げるだけでは実効性に欠けるため、それが職員に十分周知され、理解されていて、具体的に実践・展開されているかどうかについて評価します。

評価項目 I - 1 - (1)

権利擁護についてマニュアル等に定め、職員への周知を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	一時保護所の運営マニュアルなどに子どもの最善の利益等の観点から権利擁護を盛り込み取り組んでいる。※	
	標語などの掲示により、権利擁護について職員に周知している。	
	運営マニュアルなどの定期的な見直しを行っている。	
	職員会議での検討や権利擁護の研修を行い、取り組んでいる。	
B	Aの中の※に該当したうえに、Aの中の他のいずれ2つに該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つに該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例等：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆手引きや運営方針に、掲げる理念・基本方針が、「児童本人を尊重したもの」になっているかを確認します。
 - ・「子どもの人権保障」「個人の尊厳」「本人の意思」等の表現があるか。（児童の権利に関する条約 第3条1」参考）
- ◆一時保護所が子どもの権利擁護について、どのように捉え、職員へどのように指導し、浸透させているかを評価します。意見交換会、研修などいろいろな手法がありますが、対応の工夫や実態などをヒアリングしながら評価します。
 - ・権利侵害を行う職員への対応方法について、日頃から、入所児童福祉施設等の実例を把握し、実際の指導方法について検討しているか、ヒアリングで確認します。
- ◆職員がその考え方をどの程度理解し、また、周知のためにどのような取り組みが行われているかを把握します。
 - ・一時保護所の運営マニュアルを定めたり、見直しに際しての職員の参画状況を確認します。
 - ・職員への周知の前提として、理念や基本方針が明文化されていることが必要です。
 - ・周知・理解のための方法としては、作成時の職員の参画状況、施設内への掲示、職員証等への記載、研修での説明等が考えられます。
- ◆非常勤職員も含め、理念や基本方針がしっかりと理解されていることが重要です。
 - ・責任職とは別に職員への聴き取りを実施し、理解度を確認します。
- ◆その理念や基本方針が、日常のひとつひとつの業務のベースとなって具現化されているかについては、後段の具体的な業務の評価を踏まえて再度吟味してください。
- ◆入所児童は、幼児から高校生まで、その年齢や生育段階には大きな幅がありますので、年齢に応じた援助内容が異なるため、基本理念や基本方針が、実際の対応に反映されているか、確認する必要があります。

評価項目 I-1-(2)

権利について、子どもへの説明・周知を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもが一時保護の理由を理解し、了解するよう、年齢に応じた説明をしている。	
	一時保護所の手引き、標語などの掲示などにより、権利に関する考え方について、子どもに周知している。	
	権利擁護の取組として、意見箱を投函しやすい場所に設置し、提案された内容については早期に対応している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆一時保護所が、子どもの権利を擁護するために、子どもに対する取り組みをどのような行っているのかを評価します。入所時の説明、意見箱や一時保護所のしおり等の手法がありますが、対応の工夫や実態などをヒアリングしながら評価します。
 - ・一時保護所に対して意見や要望を伝える方法があることを、一時保護所が積極的に子どもに伝えているか、具体的な取り組みを聴取し評価します。
 - ・意見を伝えたい子どもが不利益を受けないことをアピールするなど、希望や意見を言いやすい雰囲気をつくる努力をしているかを聴取し、評価します。

評価項目 I-1-(3)

子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもに対して、威圧的な言葉を使ったり、無視が行われないう、職員間で相互に配慮している。	
	せかしたり強制したりせずに、おだやかに分かりやすい言葉で話をしている。	
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるように配慮している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの人格を尊重した言葉遣いや態度を、一人ひとりの職員が心がけることと同時に、職員間で相互に検証しあっているかが重要です。
 - ・子どもを呼び捨てにせず、〇〇さん、〇〇ちゃんという呼び方している。
 - ・自分自身の言葉遣いや態度について、研修にロールプレイングをとり入れるなどにより検証している。
- ◆生活の場面を観察し、職員が相手により言葉遣いや声のトーンを適切に使い分けているか、子どもからの呼びかけに対し落ち着いた態度で接しているか、一時保護所内の見学時及びヒアリングで確認します。
- ◆子どもの気持ちへの配慮や発言に対し受容的な態度で臨んでいるかどうか、ヒアリングで確認します。
- ◆子どもの人格を辱めるような罰や自尊心を傷つけるような指導が行われないう、職員が学ぶ機会を持っているか、研修記録などで確認します。
 - ・大勢の前で叱る、他の子どもと比較するなど、子どもの自尊心を傷つける指導が行われていないかヒアリングで確認します。
 - ・職員間のやりとりの中で、人権を尊重しあう姿勢についても観察します。

評価項目 I - 1 - (4)

性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	生活の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。	
	順番、グループ分けなど、必要がある場合を除き、性別にしている。	
	子どもに対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしないようにしている。	
無意識に性差による固定観念で指導をしていないか、職員同士で反省する仕組みをつくっている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆施設内での生活、活動において性別を区別しないような取組みを評価します。
 - ・「女らしく、男らしく」といった固定観念で支援を行っていないかヒアリングで確認します。
 - ・日常生活や行事での役割分担や持ち物、服装に性別による固定観念がないか確認します。
 - ・行事内容を記録した報告書、写真、ビデオ等があればそれで確認します。
- ◆子どもに対し責任職や一時保護所職員が、無意識に性差を固定させる言動を行っていないかについて確認します。
 - ・「父親は外で仕事をして、母親は家庭を守る」、「男は泣かない」、「女らしくしないさい」等の言葉を無意識に使わないよう、職員同士で検証しあう仕組みを作っているかヒアリングします。
- ◆性差別について研修を行うなどの取組みをしているか、研修資料等で確認します。
- ◆一時保護所内に委員会等を設置して、職員研修の実施、生活支援での性差に関わる問題に対処するなどの取組みがあれば、評価します。

評価項目 I - 1 - (5)

個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	守秘義務の意義や目的を全職員（ボランティア・実習生含む）に周知徹底している。	
	個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知徹底している。	
個人情報に関する記録（パソコンを含む）は施錠できる場所に保管、管理している。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆一時保護所が保持する個人情報は膨大な量となり、その保護には慎重な取扱いが求められます。
 - ・守秘義務について全職員が理解するため、職員ミーティングや研修生・ボランティアの受け入れ時などに、繰り返し注意を促しているか、ヒアリング等で確認します。
- ◆個人情報の取扱いに関するガイドラインが盛り込まれているマニュアルがあり、全職員に周知徹底しているかヒアリングで確認します。
 - ・職員が守秘義務に違反した場合の罰則規定があるかどうかチェックします。
- ◆個人情報に係る書類は、日常から鍵のかかる場所に保管されているかを確認します。また、施設内の視察の際、不適切な場所にそれらの書類が放置されていないか確認します。
- ◆パソコンは盗難対策やパスワード設定をするとともに、ウィルス対策や外部からのアクセスに対する対策を講じて管理しているかどうか確認します。

評価分類 I-2 プライバシーへの配慮

《評価のねらい》

- ・ プライバシーの保護は、施設の特性上、また、入所者本人は子どもであることから非常に重要な観点のひとつです。具体的な取組を把握しながら、適切な対応がなされているかどうかを評価します。

評価項目 I-2-(1)

子どものプライバシーの保護に配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成している。	
	子どものプライバシーの保護に関するマニュアル等について定期的に検証し必要な場合は見直しを行っている。	
	プライバシーの保護について職員に徹底している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	

《評価の視点・ポイント》

- ◆施設の姿勢として、子どものプライバシー保護を尊重しているかを確認します。
 - ・「個人のプライバシーは権利である」ことへの理解を全職員に徹底しているか、研修記録等で確認します。

評価項目 I-2-(2)

居室がプライバシーの保護に配慮されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入室にあたっては、声かけやノックなどをして、子どもの了解を得ている。	
	原則として、居室には、同性職員が入る等の配慮をしている。	
	年齢に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆職員は、居室の入室時に声かけをして、本人に入室の可否について確認しているか、また、本人が外出中の場合は基本的に入室は行わないようにしているか、ヒアリングで確認します。
- ◆個別の空間を確保するための工夫等が行なわれているか、確認します。
 - ・間仕切り等を有効に使うなど、個別の空間の確保についてレイアウト等で工夫されているか評価します。

評価項目 I-2-(3)

私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	同性職員が行っている。	
	子どもの理解を得ている。	
	子ども同席で行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

◆私物の点検は、原則として、行わないこととなっていますが、一時保護所内で盗難が発生した場合や無断外出から戻ってきた場合など、特別な事情に限って、個人の持ち物を確認せざるを得ないことがあります。

- ・私物の点検は理由のある場合のみ行われ、必ず本人の承諾を得ているかヒアリングで確認します。
- ・虐待ケースの場合、保護者との接触や通信の制限がある場合もあり、配慮が必要ですが、子どもあての手紙は、必ず本人に直接渡されているか、職員が本人の承諾無しに開封することが無いか、ヒアリングで確認します。

評価項目 I-2-(4)

見学者を受け入れる場合、生活をしている子どもに配慮した対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	時間帯や日課を配慮した受け入れを行っている	
	居室の見学は原則行っていないが、見学の際には、子どもの理解を得ている。	
	見学者に会いたくない子どもへの配慮を行っている。	
	見学者に保護されている子どものプライバシーの守秘義務について説明している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

◆見学者など外部者の見学などがあつた場合、生活している子どもたちへの配慮をしたうえで、受け入れているのか、ヒアリングで確認します。

評価分類 I - 3 意見表明

《評価のねらい》

- ◆子どもの自主性を尊重することにより、自立を支援するために、子どもが自由に意見表明ができるよう生活指導しているかを評価します。
 - ・子どもの希望や意見を受け止めた上で、問題点の抽出や整理、より良い方向への誘導を行っているかヒアリングで確認します。
- ◆子どもの持つ長所や特色を大切に、肯定することで、社会的な役割を果たしていけるよう、子ども自身の成長を援助しているかを評価します。
 - ・子どもの持つ長所や特色を認め、肯定しているかヒアリングで確認します。

評価項目 I - 3 - (1)

生活全般について子どもが自由に意見を表明し、自主的に考える活動を推進している。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員との信頼関係づくりに取り組んでいる。	
	子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるようなこども会議等の活動に取り組んでいる。	
	子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆日常生活を送る中で、生活上決定が必要な事柄や、様々な課題に対応していく必要がありますが、解決手段や対応方法について職員の考えを子どもに強制するのではなく、子ども自身が話し合い、決定するように導くことが大切です。
 - ・決定が必要な事項や課題の解決について、子どもが自主的・主体的に話し合い、決定しているか、ミーティングの記録等で確認します。
- ◆子どもから要望や意見が出された場合、子どもと十分に話し合いを行った上で、援助の方向を決めているかヒアリングで確認します。
- ◆子どもの希望に添えない場合には、職員全員に図り子どもへの伝え方を決定した上で、きちんとその理由を説明しているかを確認します。
 - ・子どもや保護者の思想や信条は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されているか確認します。
 - ・子どもの希望は内容によって、対応できる場合と出来ない場合がありますが、対応出来ない場合には、職員全員が出来ない理由を確認しあつた上で、子どもに対し理由を説明しているか、ヒアリングで確認します。
 - ・意見を伝えたい子どもが不利益を受けることがないことをアピールするなど、希望や意見を言いやすい雰囲気をつくる努力をしているかを聴取し、評価します。

評価項目 I - 3 - (2)

子どもが要望・苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	第三者的委員に、直接苦情を申し立てることができ、第三者的委員からの意見等について早期に対応している。	
	子どもに対して、意見箱・懇談会・アンケート等で積極的に要望や苦情を聞き、早期に対応している。	
	権利擁護の取組として、子どもが意見を提案し、検討できる場（子ども会議など）を設置し、会議で提案された内容については早期に対応している。	
B	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に子どもや家族に説明されている。	
C	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆要望・苦情に対しては、施設が対応することが基本ですが、要望のレベルや内容、子どもや家族の状況等によって、申し出しやすい方法や適切な解決方法は様々ではないため、一時保護所内での仕組みが整えられていることはもちろん、複数の受付窓口や解決のルートが確保されていることが必要です。
- ◆要望や苦情の受付担当者が決まっており、明記されているか、子どもや家族にその内容が説明されているかを、子どもや家族への説明方法についてのヒアリングや一時保護所内の掲示物で確認します。
- ◆一時保護所に配置されている「第三者委員」の活動状況や、子ども及び家族に対し第三者的な委員への連絡先などが具体的に周知されているか等をヒアリングし、子どもが直接要望を伝えられる状況なのか確認します。
- ◆要望・苦情を出しやすくするため、いくつか手段が取り入れられていることが必要です。
 - ・意見箱の設置や懇談会・アンケートの実施状況と要望等の収集実績をヒアリング、記録で確認し、実際に活用されているかを評価します。
- ◆要望・苦情を出しやすくするため、それぞれの手段で工夫や配慮がされているか確認します。
(意見箱の設置場所、投函方法、他児への配慮等)

評価分類 I - 4 子どもを守る取組

《評価のねらい》

- ・体罰を行わないように徹底しているか、また、いじめなどから子どもが守られるような対応を行っているかなどを評価します。
- ・子どもに対するセクシャルハラスメントを行われないように徹底されているかを評価します。
- ・警察官による聴取については子どもの人権に配慮して行っているかを評価します。
- ・男子女子児童間のトラブルが起こらないように、行っている取り組みの評価を行います。

評価項目 I - 4 - (1)

体罰を行わないよう徹底しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	体罰は禁止、所内の規程等に明記して職員に説明している。	
	体罰の起こりやすい状況や場面について把握し、職員会議などで、子どもたちの扱い方、対応について話し合っている。	
	体罰を伴わない子どもたちの扱い方、対応について研修を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの人権を尊重し、しつけのための行為という名目で人が人を殴る等の行為は容認されるべきものではないということを、職員に具体例をあげて周知徹底しているかを会議の議事録等で確認します。
 - ・問題行動をおこす子どもへの対応方法について、職員が共有し、責任職に相談できる体制を整えているか、具体的な事例を踏まえ確認します。
 - ・体罰を行わない、適切な指導を目指すため、様々な事例研究を参考にして、職員会議で話し合ったり、職員研修を行っているか確認します。
- ◆事態の大小に関わらず、不適切な言動や態度等を見聞きしたら直属の上司へ速やかに連絡、報告する体制があるか確認します。
- ◆体罰が発生した場合、適切な事後対応がなされる体制があるか確認し評価します。
 - ・体罰が発生した場合の対応方法等が整っているか確認します。

評価項目 I-4-(2)

いじめなどから子どもが守られる適切な対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	職員会議などで子どもの力による支配等の問題や子どものサインの早期発見について話し合い対応している。	
	課題を持った子ども等の入所の場合、観察を密にし個別援助を行っている。	
	一時保護所のしおりなどで子どもたちといじめをテーマに人権意識を育むような話し合いをしている。	
	問題が起きた時、課長等が中心になり、全職員で対応している。	
	一時保護所での対応が困難と判断した場合、児童相談所全体に協力を要請している。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆いじめの未然防止、発見、対処のために行っていることをヒアリングします。
 - ・いじめなどを早期に発見するために、具体的に実施していることをヒアリングします。
 - ・いじめのサイン、兆候などを職員が共有しているかどうか確認します。
 - ・いじめの未然防止のための、話し合いやカリキュラムの内容についてヒアリングします。
 - ・実際にいじめが起こった時の職員の対応や、一時保護所、児童相談所としての対応について確認します。

評価項目 I-4-(3)

子どもに対するセクシャルハラスメントを行わないよう徹底しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	セクシャルハラスメントの禁止を、職員に対し具体的な例を挙げてマニュアル等で示している。	
	セクシャルハラスメントの禁止について、職員に対し研修を行っている。	
	セクシャルハラスメントの禁止を職員に徹底するため、行われていないことを日常的に会議等で確認している。	
	セクシャルハラスメントがあった場合を想定し、責任職は事実確認を行った上で対応や処分などを行う仕組みを整えている。	
	セクシャルハラスメントを回避するため、必要に応じて同性処遇に配慮している。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもに対するセクシャルハラスメントは「児童虐待」にあたり、一時保護所でこのような行為が行われることは許されません。
 - ・セクシャルハラスメントに関する研修会等を開催し、職員に問題意識を持たせているか、確認します。
 - ・研修会では、具体的な事例を取り上げ、セクシャルハラスメントについて認識を深めているかを、議事録や配布資料等で確認します。
- ◆セクシャルハラスメントに対する認識は個人差が大きいため、施設全体でセクシャルハラスメントの禁止を徹底するためには、常に職員に意識を徹底させる必要があります。
 - ・セクシャルハラスメントについて、職員会議等で定期的に議題として取り上げられているか議事録等で確認します。
- ◆セクシャルハラスメントが発生した場合、適切な事後対応がなされる体制があるか確認し、評価します。
 - ・セクシャルハラスメントが発生した場合の対応方法が整っているか確認します。
- ◆セクシャルハラスメントを回避するため、必要に応じて、同性処遇を行っているかどうかを確認し、評価します。

評価項目 I - 4 - (4)

入所児童が警察官による聴取を受ける場合は、人権に配慮した対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	一時保護中に来所した警察官の聴取を受ける場合、適切な場所と時間を設定している。	
	警察官が来所する際には、私服や一般車両を使うように依頼している。	
B 警察官の聴取を受ける場合、原則として職員が同席している。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆警察が介入する場合、警察官による一時保護所入所児童への聴取は、児童に配慮した形で行われているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆一時保護所職員の対応だけでなく、児童福祉司に依頼して対応している場合も含めて判断します。

評価項目 I - 4 - (5)

男子・女子児童間のトラブル防止に向けての配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	夜間、男子児童・女子児童が互いの居室へ行き来できないよう、トラブルの防止策が講じられている。※	
	年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう援助している。	
	年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意している。	
性教育についての職員の研修・学習会を実施している。		
B	Aの中で※に該当したうえで、Aの中の他のいずれか1つに該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つに該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆入所期間が長期化する児童の場合、児童の年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているかどうか確認します。
- ◆施設のハード面や運営上の工夫による夜間の居室への互いの行き来の制限などの対応を確認します。
- ◆職員への研修、子どもへの教育が実施されているかを確認します。

評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

- ・一時保護所は、その性格上、集団生活を前提としたプログラムにより運営されています。しかし、一時保護所に入所してくる子どもたちは、一人ひとりが固有の重い課題を抱えており、その課題や特性に応じたケアが求められています。障害のある児童や被虐待児童、健康上特別な配慮を必要とする児童など、様々な状態に応じた対応が必要です。
- ・ここでは、一時保護所として特に配慮が必要とされる子どもへの支援を中心に、一人ひとりの特性に応じて、的確なアセスメントや支援プログラムの提供、職員間の情報共有など、どのような対応をしているかに焦点をあてます。

評価分類Ⅱ－１ 子どもの状況把握とアセスメントの的確さ

《評価のねらい》

- ・利用者本人を尊重したサービスの提供とは、利用者一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供することであり、アセスメントに基づく支援の実施という形で行われます。
- ・ここでは、最初のステップである、アセスメントの実施とそれに基づく支援について評価を行います。
- ・入所にあたっては、一時保護理由をふまえ、子どもの状況把握やニーズの確認をしたアセスメントの実施や具体的支援方法の決定という過程を評価します。
- ・日常的なサービス提供の場面で、子どもの状況に応じた支援の見直しが行われているかを評価します。

評価項目Ⅱ－１－(1)

子ども（必要に応じて家族）に面接し、子どものニーズを正しく押さえたうえで、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	アセスメントにあたり所定の様式により子ども一人一人の身体状況・生活状況を把握し具体的に明記している。	
	アセスメントにあたり、子ども（必要に応じて家族）と面接している。	
	アセスメントに複数の職員が参加している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆どの職員がアセスメントを行っても、状況の把握に差が出ないようにするため、一時保護所として統一的な様式を用意していることが重要です。
 - ・記録する所定の様式が定められ、常に利用されているかどうか、その活用状況を把握・評価します。
 - ・様式は、一時保護所として統一のものがあれば特に定めはありませんが、概ね下記のような項目があることを確認します。
 - ・記載項目に空欄が多くないか、記載内容が具体的かなど、様式が適切に活用されているかどうかを確認します。

標準項目名	項目の主な内容(例)
子どもに関する基本情報	氏名、性別、生年月日、住所、学校名、家族の概要、子どもの概要について記載する項目
一時保護に関する基本情報	一時保護理由、以前の児童福祉施設の入所歴を記載する項目
子どもの意向	子どもが一時保護所を利用するにあたっての希望や将来への希望・考え方を記載する項目
保護者の意向	保護者が子どもを一時保護させるにあたっての今後の考え方を記載する項目
保育所・学校などの意見	保育所・学校の所見を記載する項目
児童福祉司との協議内容	児童福祉司との協議内容(入所期間の見通し、退所の目標)を記載する項目
子ども・保護者への説明事項	見学、説明について記載する項目

- ◆客観的情報を正確に把握し、子どもと家族の意向を次のステップである「自立支援計画の作成」に反映させていくために、子どもと家族との面接が必要です。
 - ・面接の時期、面接相手、内容等について記録等で確認します。
 - ・子どもと家族との面接はどの時期に、誰が行うのか、また、そのことがルール化されているかについて聴き取りを行います。
- ◆情報の分析、課題の抽出は、様々な角度から行う必要があります。そのためには、複数の職員（複数の職種）の参加が求められます。
 - ・アセスメントの参加者について記録等で確認します。
 - ・アセスメントに参加する職員の決め方、人数、役割分担等がどうなっているのか、また、それらがルール化されているかについて聴き取りを行います。

評価項目Ⅱ－１－(2)

子ども一人ひとりの発達の段階に応じた対応をし、その記録があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。	
	子どもの記録内容は関係する職員に周知している。	
	重要な申し送り事項が記録され、勤務職員が変わる時に伝達されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

<p>《評価の視点・ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもや家族の状況・要望が、決められた書式に記録されているか確認します。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族の状況・要望の記載欄で記録の状況を確認します。 ◆どの職員も子どもに対し同一の対応を行うことができるよう、記録内容や対応方法について職員間で共有する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報が関係する職員間で共有化されているか、日誌やケース記録の記載及びヒアリングで確認します。 ◆変則勤務職員間においても、一貫した支援が行われる必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務職員間の申し送りが出来ているか、ケース記録の記載及びヒアリングで確認します。

評価項目Ⅱ－１－(3)

子どもへの支援上で必要な情報が職員間で共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	ケース会議が行われ、記録がある。	
	ケース記録をもとに、必要な情報を職員間で共有する機会を設け、活用している。	
	共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファイリングされている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

<p>《評価の視点・ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもへの支援が、目標にかなった方法で、誰が行っても同様に支援されるためには、子どもの支援に関係するメンバーによる会議を行い、会議の内容や支援に必要な情報が、職員間で共有化され、いつでも確認ができる状態にある必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議の実施状況や内容について記録で確認します。 ◆一貫した子どもの支援を行うには、子どもに関する情報が職員間で共有化され、活用されていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース記録は職員が共有化できるように、保管場所等に配慮しながら閲覧できる状態にあるか確認します。 ・子どもへの支援上で必要な情報は、日誌等で記録され職員が共有できる状態にあるか確認します。 ◆支援は、子どもの心理状況や生育状況に応じたきめ細かな配慮・対応も大切です。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援方法を変更する必要がある場合に、職員間で必要な合意がとれているか、変更内容、変更理由が記録として残されているか確認します。

評価分類Ⅱ－２ 一人ひとりに応じた適切な対応

《評価のねらい》

- ・一時保護所に入所している子どもは、その多くが不適切な養育により、精神的、肉体的に不安定な生活を送ってきたケースが少なくありません。
- ・また、近年の入所理由で多くを占めている、虐待を受けた子どもに対しては、特に支援上の配慮が必要となっています。
- ・ここでは、一時保護所として特に配慮が必要とされる子どもへの支援を中心に、一人ひとりの特性に応じて、どのような対応をしているかに焦点をあてます。

評価項目Ⅱ－２－(1)

被虐待児童に対し、適切に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	心理的な支援が必要な子どもへの対応に関する研修やスーパービジョンが行われている。	
	必要に応じて心理の専門家から直接支援を受ける体制が整っている。	
	強引な引き取りへの対応について、職員に周知徹底するとともに、緊急時には協力できるよう、警察との連携を図っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆虐待や不適切な関わりを受けた子どもは身体的な傷だけでなく心理的な傷（心的外傷後ストレス障害—PTSD）も残します。それはさまざまな症状や行動として現れてきます。そのことを十分理解し、適切な対応がされているか聴き取ります。
 - ・虐待等を受けた子どもに多くみられる行動特性等について、職員への研修がされているか確認します。
 - ・子どもに直接対応する職員がその援助に疲れてバーンアウトしないように、上司や外部の専門家のスーパービジョンを受けられる体制であるかどうか確認します。
- ◆被虐待児の支援については、一時保護所の職員だけでは対応しきれないことが往々にしてあります。そのような場合、随時外部の専門家の援助を受けることも必要です。
 - ・必要に応じて所内他部門の支援を受け、チームで対応する体制が出来ているか、具体的な協力体制についてヒアリングにより確認します。
- ◆保護者の同意なく一時保護している場合は、保護者が児童相談所に対し子どもの引渡しを求めてくる場合があります。そのような場合の保護者への対応方法、職員間の連携体制、警察との連携・連絡体制をどのようにとっているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆被虐待児への保護や援助については、一時保護所だけでなく所内各部門との連携が不可欠です。日頃から子どもの様子を注意深く観察し、その結果内容が所内で共有されているかをヒアリングします。
 - ・子どもへの援助や虐待の状況に関する記録があるかどうか確認します。
 - ・必要に応じて報告やカンファレンスが行われているか確認します。

《被虐待児への対応への留意点》

- ・虐待を受けていた、もしくはその疑いのある子どもは、一時保護所の生活や職員との関わりにおいて、反抗的もしくは混乱を招く言動を繰り返す傾向があります。職員がそのような子どもへの対応方法について、十分な知識がなかったり、適切な助言が受けられなかった場合には、職員が多大なストレスを抱え、子どもへの処遇に影響を及ぼすことがあります。
- ・虐待を受けた子どもに対してケアを行う場合、職員に対するスーパービジョンや研修が十分行われていることが必要です。

評価項目Ⅱ－２－(2)

障害のある子どものための環境整備、支援内容の配慮を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。	
	障害の特性を考慮し、支援が行われている。	
	障害児支援について全職員で話し合える体制ができている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆障害のため医療依存度の高い入所児については特に、医療機関との情報交換や伝達が行われているか確認します。また、障害の特性により専門機関との情報交換が行われているか確認します。
- ◆障害は多様であり、障害の特性により、また、一人ひとりの発達や置かれている状況により、対応が異なります。子どものよりよい発達をめざし、適切に対応するためには個別に支援を行うことが必要です。
 - ・ハード面の設備などの工夫について確認し、評価します。
 - ・具体的支援にあたって、外部の医療機関や専門機関から必要な助言や情報を参考にしたり、場合によっては会議に参加しているかどうか確認します。
- ◆職員が障害の知識を理解するために会議等で研修を行っているか、ヒアリングします。
- ◆障害児の支援においては、子どもが混乱しないように、対応を一貫させることが特に重要です。子どもに関わる全職員が、一人ひとりの子どもの状態や状況についての情報を共有し、対応について検討が行われているかを確認します。
 - ・会議等の記録で、職員間での話し合いの内容について確認します。
- ◆障害のない子どもが障害児と生活を共にする中で、障害について理解し、互いを尊重し合う人間関係づくりが図られているか、ヒアリングにより確認します。
 - ・部屋割り、日課、日常生活の役割分担やルールについて、障害のない子どもや障害を持つ子どもから不満が出ないように、理解させているか、確認します。
- ◆とりわけ発達障害のある児童は、その特性から行動や態度が「自分勝手である」とか、「変わった児童である」と周囲から誤解されることも少なくありません。発達障害の種類や程度、児童の年齢や性格、実生活の中で困難なことや苦手なことのちがいや、一人ひとりの特徴に応じた支援が行われているか確認します。

評価項目Ⅱ－２－(3)

健康上配慮を要する子どもに適切に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	健康上特別配慮を要する子どもには、医療機関と連携して日頃から注意深く観察するとともに、必要な情報を職員間で共有している。	
	服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら、確実な服薬ができるように支援を行っている。	
	服薬管理の必要な子どもについては、誤薬を起こさないように工夫を行っている。	
	緊急時に対応可能な医療機関と連携を図り、対応方法について職員間で共有している。	
	職員間で医療や健康に関して学習し、知識を深める努力をしている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	上記のいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆健康上配慮を要する子どもや、服薬管理の必要な子どもについては、直接子どもに関わる職員全員が、常に同水準の措置を行うことが可能なように、対応方法を共有する必要があります。
 - ・日頃の観察や服薬、薬歴のチェックが行われて、更に職員間で適切に引き継がれているかどうかを、日誌等で確認します。
- ◆緊急時には児童相談所の医師、嘱託医、子どものかかりつけ医による迅速な対応を行うため、緊急連絡体制が決められ、職員間で共有されていることが必要です。
 - ・緊急連絡体制がどのようにとられているか、どのように職員間に周知されているか、について具体的な方法をヒアリングで確認します。
- ◆職員が基本的に配慮すべき事項について学習することは、健康上配慮を要する子どものケアにあたって必要となります。
 - ・職員が子どもの病気の特性や注意点について、打ち合わせの議題として取り上げたり、研修対象としているか

評価項目Ⅱ－２－(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	医師や子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。	
	除去食の必要な子どもに対しては、確実な除去ができ、栄養面にも配慮した適切な食事を提供している。	
	除去食や代替食の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	直接子どもに接する職員全員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。	
	症状悪化時（ぜんそく発作、アナフィラキシーショックなど）の緊急体制が整っている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	上記のいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆アレルギーの原因は多様であり、一人ひとりに対してどのように対応しているかは重要な事柄です。かかりつけ医の指示のもと、適切な対応がなされているかをとらえます。
 - ・かかりつけの医師の診断書や指示書の有無を確認し、どのように対応しているか、ヒアリングします。
- ◆アレルギー対応用に除去食や代替食を用意しているか、調理員にヒアリングで確認します。
- ◆子どもによっては、他の子どもと違う物を食べることに疎外感を感じる場合があります。子どもたちがお互いを理解しあえるよう、どのように説明し配慮しているか確認します。
 - ・具体的な取り組みについて実例をヒアリングします。
- ◆アレルギー性疾患の症状は一人ひとり異なり、場合によっては生命に関わる危険性も持っています。アレルギー疾患に関する知識や情報を全職員が持っていることが重要です。
 - ・一時保護所の研修や会議の記録で、アレルギーに関する学習をしているか確認します。

評価項目Ⅱ－２－(5)

非行等の問題がある子どもに適切に対応をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	問題行動のある子どもの改善に向けて、一時保護所としての方針がある。	
	問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応している。	
	必要に応じて、所内各部門と協力し、対応している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆問題行動を起こす子どもは、一時保護に至るまでに、家庭内における様々な問題に直面してきており、行動原因の究明と改善に向けた適切な対応が必要です。
 - ・問題行動を起こす子どもについて、施設としてそれぞれの子どもの対応した一定の方針をもって対処しているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆子どもの問題行動は具体的には、万引き、器物破損、他者への暴力的行為などの行動に表れますが、このような行動に対して施設全体として取り組むことが、問題の早期解決と子ども本人の状況改善の道筋となります。
 - ・問題行動への対応方法を、一時保護所として共有化しているか、問題行動が発生した場合の連携体制はどのようになっているかをヒアリングします。
 - ・会議等で問題や情報の共有化を行っているかを、会議録等で確認します。
- ◆子どもの問題行動として、破壊や暴力、万引きなど、地域に直接影響を与える可能性もあることから、日頃から地域社会との連携をどれだけとっているかも、一時保護所の取り組みとして重要です。
- ◆子どもの問題行動の内容、頻度によって、一時保護所だけで解決できない問題の場合、適切な処置や対応について所内他部門に相談しているか、ヒアリングにより確認します。

評価項目Ⅱ－２－(6)

無断外出発生時の対応

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	無断外出に備え、マニュアルなどを用意して、捜査や連絡調整等について適切かつ迅速に対応するように努めている。	
	無断外出中の行動について詳細に聞き取り、無断外出の背景を把握し今後の指導に生かしている。	
	無断外出があった場合、面接や作文等による振り返りのプログラムが用意されている。	
	無断外出から帰った際の心身状態のチェックと所持品の点検については、本人の了解を得て行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆無断外出の理由は、単に家に帰りたいたいだけでなく、一時保護所の集団生活（人間関係）の軋轢や疎外等様々です。また、最近では理由もない「遊び型」の無断外出も見られます。
- ◆無断外出を完全に止めることはできませんが、予防したり、発生した時の迅速な対応への準備について確認します。
- ◆帰ってきた児童については、しっかりと反省ができる対応とともに、今後につながる支援が具体的に行われているかをヒアリング等により確認します。

評価項目Ⅱ－２－(7)

外国籍等の子どもに対して適切な配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	宗教や文化（言語・表現・食事）、生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。	
	宗教や文化、生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮している。	
意志疎通が困難な場合は、個別な対応に配慮している。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆宗教や文化、生活習慣などの違いの尊重に、どのように取り組んでいるかについて評価します。
 - ・入所している外国籍の子ども言語や宗教、文化、生活習慣、タブーについてどの程度知っているかを確認します。
 - ・文化や習慣の違いについて、意識しているか否かに関わらず、日本の習慣を強制してはいないか、ヒアリングします。
 - ・宗教上の制約により食べられないものがある場合、どのような配慮をしているかヒアリングします。
- ◆異なった文化や生活習慣について、子どもにどのように説明しているか、また、子どもが偏見を持たず、興味や関心を示すようにするためにどのような取り組みをしているか、ヒアリングします。
- ◆子どもや保護者が日本語を理解せず、意思疎通が困難な場合にどのような対策を講じているかヒアリングします。
 - ・通訳などの福祉ボランティアの利用について確認します。

評価項目Ⅱ－２－(8)

幼児への対応

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	幼児のサインへ適切な対応をするため、観察を重視し、代弁者たり得る対応をしている。	
	会議等を通して幼児への対応の仕方を検討するとともに研修機会を設けている。	
職員との愛着関係を育むため担当職員を決めスキンシップや一緒にいる時間を大切にしている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆言葉が十分に発達していない幼児の行動で表すサインを適切に読み取れる観察力を職員が身につけ、対応しているかをヒアリングで確認します。
- ◆会議や研修を通して、幼児への対応の仕方を検討、向上させているかを記録や研修報告等で確認します。
- ◆安心、安定した生活をするためには、職員との愛着関係を形成することが大切です。そのための工夫をヒアリングで確認します。

評価項目Ⅱ－２－(9)

子どもに対し必要な生活習慣の習得を援助しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	発達段階に応じて、食事、入浴、排泄等基本的な生活習慣が身に付く支援をしている。	
	発達段階に応じて、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの年齢や発達段階に応じた、生活技術の習得について支援がされているかを評価します。子ども一人一人の成長や発達の状況により、生活技術の習得目標レベルは異なるため、個々の子どもにあった指導が行われていることが重要です。
 - ・指導方法について、ヒアリングで確認します。
- ◆居室の整理整頓や清掃等について、ルールづくりや指導の工夫がされているかを、清掃当番表や生活予定表などで確認するとともに、ヒアリングで実施状況について確認します。
- ◆身支度や身体の健康について、子どもの担当職員や養護に関わる職員が、日常生活の中で適切な指導を行っているかを、ヒアリングや一時保護所内見学時の職員と子どものやりとり等で確認します。

評価項目Ⅱ－２－(10)

入所が長期化する子どもへの対応

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	長期化に対応し、所内授業の工夫や学校と連携して学力が低下しないよう配慮している。	
	長期化に配慮し、子どもの意見を反映した特別な個別援助プログラム（外出、調理実習、手芸等）を作成し、閉塞感の緩和に努めている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆児童相談所の運営指針では、2か月以上の入所を「長期入所」としていますが、児童への影響を配慮して、ここでは1ヶ月以上の入所を「長期入所」と考えます。
- ◆一時保護の長期化による不利益を最小限にとどめ、目標を持って生活できるよう配慮しているかを確認します。
- ◆施設入所が必要な子どもたちにとって、各種施設の入所状況が厳しいため、一時保護所での生活の長期化が顕著で、子どもたちにとっても厳しい状況があります。
- ◆対応にも限界がありますが、限られた中でそれなりの工夫があるかを確認します。

評価分類Ⅱ－3 入退所時の対応と所内他部門の連携

《評価のねらい》

- ・一時保護所への入退所という、子どもにとって大きな精神的負担となる事態にたいし、それを軽減し、安心感を持って安定して生活を送れるよう、どう取り組んでいるかを評価します。
- ・入所中の児童相談所内での担当児童福祉司や児童心理司等、一時保護所以外の部門との連携、チーム対応についても評価します。

評価項目Ⅱ－3－(1)

所内と他部門と適切な連携をとっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	必要に応じて、担当児童福祉司と密接な連携をとっている。	
	子どもの支援について、担当児童福祉司や児童心理司と協議を行い、必要な場合はチームで対応する体制ができている。	
	施設入所が必要な児童については、担当児童福祉司と連携して、施設や学校、地域等の人間関係との分離不安に配慮している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの入所から退所に至るまで、担当児童福祉司と一時保護所は常に連携していくことが重要です。
 - ・児童福祉司との情報交換の頻度や内容をケース記録や日誌等で確認します。
- ◆子どもの支援の方向性などについて、児童福祉司や児童心理司と協議を行っているか、ケース記録やヒアリングで確認します。
- ◆施設入所は、転校や、友人との別れを伴います。新しい学校や新しい友人関係などに対する子どもの不安を和らげるため、面接、カウンセリング等を児童福祉司と連携して行っているか、日誌、ヒアリング等で確認します。

評価項目Ⅱ－3－(2)

入所時に一時保護所の援助内容について子どもに判りやすいよう、工夫して説明されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、子どもの気持ちを理解し、共感するよう取り組んでいる。	
	一時保護所での生活について、リーフレット等を用いて、年齢や発達段階に応じて説明をしている。	
	一時保護所の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や衣服、玩具、学用品等の取り扱いについて、具体的に説明し納得してもらっている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》	
◆	子どもは一時保護に際し、児童福祉司から一時保護所の説明を受けていますが、一時保護所で生活することへの戸惑いや不安があります。その解消のためにも施設利用の説明は丁寧に行うことが求められます。また、入所について子ども及び家族が了解し、受け止められる説明がされていることが大切です。
◆	保護による緊張や恐れを和らげるために、可能な場合、事前に見学を行ったときや入所時などに、子どもが施設に早く慣れるような声かけなどを行っているかをヒアリングし、評価します。
◆	一時保護所での生活について、わかりやすく子どもに説明されているかを評価します。 ・生活のしおり、リーフレット等が準備され、内容が分かりやすいものかを確認します。 ・保護所での生活についてどのように説明されているかヒアリングで確認します。
◆	保護所の運営方針や援助方針、生活上のきまりが、わかりやすく子どもに説明されているかを評価します。 ・生活のしおり、リーフレット等で運営方針や援助方針、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や、家族から子ども個人に渡された、物品等の取扱いについて、子どもに説明されているか、ヒアリングし評価します。

評価項目Ⅱ－3－(3)

退所に向けての準備が適切に支援されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	児童福祉司と連携をとりながら、子どもの適切な退所時期について常に情報交換している。	
	施設入所が必要な子どもについては、一時保護所として、子どもと十分話し合うとともに必要な資料や情報提供をしている。	
	家庭復帰する子どもに対しては、子どもの気持ちの切り替えや家庭生活再開の意識を高めていく支援につとめている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》	
◆	子どもの退所の時期にあわせて、適切な援助がされているかを確認します。 ・退所に向けて個々の子どもに対し担当職員が決められ、相談に応じているかどうかを確認します。
◆	入所する施設について適切な情報提供がされているかどうか確認します。
◆	家庭復帰する子どもについて、本人の意思確認、家族の意思確認を担当児童福祉司と調整しながら、適切に行っているかどうかを、ケース記録などで確認します。

評価領域Ⅲ 学習援助・教育への配慮

- ・ 学齢に達した入所児童は、一時保護所から学校へ通うことができないため、入所中の学習の機会の確保は大きな課題です。また、学習活動はそれ自体が、意欲の向上や情緒の安定にも大きく影響するので、生活プログラムの中でも重視すべき項目となります。
- ・ この領域では、一時保護所入所児童への学習権の保障という視点から評価します。
- ・ 学習空間の整備状況や教材の有無や一人ひとりに応じたプログラムなどについて評価します。
- ・ また、併せて幼児への保育活動についても評価します。

評価分類Ⅲ－１ 学習権への配慮

《評価のねらい》

- ・子どもの安全の確保と落ち着いた環境の提供の観点から、一時保護所の生活の中で子どもが学校に通うことは基本的にはできません。現在、一時保護が長期化する傾向が続いており、子どもたちの学習権を最大限尊重することが必要になっています。子どもの学習権を尊重するために、どのような配慮がされているかを評価します。

評価項目Ⅲ－１－(1)

教育を受ける機会が確保されているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	平日に授業の科目が組まれている。※	
	複数の教員資格を持つ専任職員が授業を担当している。	
	小学生や中学生を別の教室にするなど年齢に応じたスペースが提供されている。	
	中学生以上については、在籍校との連携のもとに、定期試験期間中に定期試験が受けられている。	
B	Aの中の※に該当した上に、Aの中の他のいずれか1つに該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆学校と違い、理科室や音楽室等の専用教室を確保することは困難ですので、全く同様の科目を組むことはできませんが、小学生においては国語、算数、理科、社会の4教科が、中学生においてはこれに英語を加えた5教科の学習が保証されているか、時間割表で確認します。
- ◆学習権を保障するためには、生活を援助する職員だけでなく、教員の経験があつたり、教員免許を持っている専任職員が指導することが必要です。実際に学習に携わっている専任職員の有無や人数について、ヒアリングで確認します。
- ◆一時保護所には、幅広い年齢層の児童が入所していますが、児童が一時保護所を出るときに困ることがないように、その学年で学ばなければならない必要な学習に繋げるような指導の工夫がなされているか、ヒアリングで確認します。
- ◆授業を受けるスペースについても重要です。生活空間と別の場所に学習室が確保されていることはもちろん、小学生低学年から中学生までの幅広い年齢層の子どもたちが学習するためには、ある程度の年齢層に分かれたスペースが確保されているかどうか。実際に学習室を見て確認します。
- ◆保護期間が長期化していることもあり、中学生年齢の子どもの場合、在籍校の定期試験の時期に重なることがあります。この場合、在籍校と連携しながら、定期試験を実施し、不利にならないように配慮することが必要です。定期テストの実施方法等についてヒアリングで確認します。

評価分類Ⅲ－２ 子どもに応じた学習支援

《評価のねらい》

- ・一時保護所に入所してくる子どもたちの学習の獲得レベルは、千差万別です。また、在籍校では子どもの獲得レベルに応じた指導を十分に受けられなかった子どももいます。一時保護所は学校と異なり、少人数での学習が可能なことから、その子どもに応じた学習支援を行うことで、分からないことを理解する喜びや問題を解くことができるようになった達成感等を子ども自身が獲得することができます。一人ひとりの子どもに応じた学習支援ができているかを評価します。

評価項目Ⅲ－２－(1)

カリキュラムやプログラムが整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	判定テスト等により、子どもの学習獲得レベルをチェックできている。	
	個々のレベルに応じたカリキュラムやプログラムが整備されている。	
	子ども一人ひとりの学習状況が記録され、職員間で共有されている。	
B	子ども自身の希望を取り入れた学習プログラムが組まれている。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの学力を判定することは、一時保護所における学習の基本となるものです。今後の学習プログラムを講じるためにも判定テストが実施されているかどうか確認します。
- ◆一時保護所では学年の異なる子どもがある程度まとまって同じスペースで学習しています。また、同じ学年でも子どもによって学習の獲得レベルは異なっています。個々のレベルに応じたカリキュラム等が用意されているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆学校では同じ先生が継続して学習指導をしています。一時保護所の場合は、学習担当職員や児童指導員等が交代制勤務の中で指導しています。個々の子どもたちの毎日の学習状況を職員が共有するこ

評価項目Ⅲ－２－(2)

用具・教材が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	小学校1年生から中学校3年生までの教科書が用意されている。	
	学習進度に応じたワークブックや課題プリントが用意されている。	
B	入所期間中その子専用の文房具が用意されている。	
	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆一時保護所の入所に際して、勉強道具を用意してくる子どもはあまり多くありません。親と子どもの関係によっては、自宅に取りに行くことが困難な子どももいますので、学年に応じた教科書が用意されている必要があります。実際の状況を学習室等で確認します。
 - ・学習に必要な子どもの文房具類がきちんと入所児童に手当てされているか確認します。
- ◆教科書だけでなく、ワークブックなども学習に必要なものです。様々な教材が用意されているか、実際の状況を学習室等で確認します。
- ◆学年が異なる子どもたちが同じスペースで学習することになるので、黒板に向かって教えるパターンよりは個別の課題プリントによる個別指導が必要になります。課題プリントの整備状況を実際に見て確認します。
- ◆子どもの自尊心に配慮した個別指導ができているか確認します。

評価分類Ⅲ－3 保育活動

《評価のねらい》

- ・一時保護所の幼児ブロックには、2歳から6歳までの未就学児が入所しています。幼児の発達段階に応じて楽しく遊べるように工夫しているか、多様な保育メニューを用意しているかを確認します。

評価項目Ⅲ－3－(1)

年齢に応じた保育活動を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢に応じた保育を行っている。	
	戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	
	職員や他の子どもとのふれあい遊びや模倣遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆年齢の異なる幼児に対し、どのような点に注意を払って保育しているかをヒアリングにより確認します。
- ◆屋外で自然の色やにおいを感じることは子どもの五感や好奇心の刺激となります。個々の子どもの体調や安全性に配慮したうえで、積極的に屋外に出るようにしているかを記録で確認します。どのくらいの頻度で出掛けているか、出掛ける場所や職員体制を確認し安全性への配慮も評価します。
- ◆どのような遊びを取り入れていくかなど、遊びの内容について職員会議などで検討し、職員間での意見交換を行っているかを会議記録で確認します。
- ◆子どもが遊ぶことに集中できるように心がけているかを、ヒアリングや実際に遊んでいる様子から評価します。

評価項目Ⅲ－3－(2)

遊具が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	玩具の持つおもしろさや安全性を考えて、色や形にも配慮して選ぶように工夫している。	
	絵本やビデオ、DVDなど視覚や聴覚による遊具が多様に用意されている。	
	体を使って遊べる遊具が多様に用意されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの好奇心を引き出し、喜んで遊べるようなものを選んでいるかを確認します。また、おもちゃの購入頻度や購入のポイントをヒアリングで確認します。
- ◆子どもは絵本を読んでもらうことが大好きです。場面の切り替わりに絵本を利用したり、就寝前のクールダウンなどに意識して活用しているかをヒアリングにより確認します。また、子どもの興味を満たすビデオ等が充分用意されているかも確認します。
- ◆子どもにとっては散歩だけでなく、園庭や室内の遊戯室等で思いっきり体を動かせることも必要です。そのためのスペースが確保されているか、遊具は充分に用意されているかを遊びの場面やヒアリングによって確認します。

評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

- ・一時保護所で生活する子どもたちにとって、生活の安全性と快適性は欠かすことのできない大きな要素です。子どもが安全で安心して生活できる場とするために、生活のリズムを組み立てていく上での配慮や職員の対応が大切です。また生活の基本である住環境の整備や衣服、食事や行事などのプログラムの充実が重要です。
- ・この領域では、入所児童が安全で快適な生活を送るために、どのような配慮がなされているか、また必要な支援・サービスが提供されているかどうか等を評価します。

評価分類Ⅳ－１ 適切・快適な生活への配慮

《評価のねらい》

- ・一時保護所は、子どもが安全で安心して生活できることを目的とした場であるため、自由に外出することができません。また、学習時間が設定されているため、自由時間も一律になってしまいます。このような制約された生活における自由時間の過ごし方について、子どもが一定程度、生活内容を主体的に計画し運営することは、単調になりがちな生活に潤いをもたらすとともに、生活への積極性を育む手助けとなります。

評価項目Ⅳ－１－(1)

子どものニーズに合わせた日課運営が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	自由時間の過ごし方や行事などのプログラムには、少しでも子どもの意見を反映させることができるよう努力している。	
	行事等のプログラムは、スケジュールに追われることのないよう実施している。	
	行事への参加は、子ども一人ひとりの体調や状況等を考慮して無理な強制をしないようにしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆一時保護所の場合は、入所期間が短期間であり、その時によって子どもたちの顔ぶれが変わりますし、いつ退所するかも不確定な子どもも多いため、行事を企画する際に継続的に子どもを交えていくことはできません。そのような中でも子どもが楽しめる行事を企画しているか、その際には可能な範囲で子どもたちの意見も聴くように努力しているか確認します。
- ◆行事の実施にあたっては余裕をもって計画をたてているか、実施計画書等で確認します。
- ◆体調が悪かったり、精神的に不安定になったりして行事に参加することがかえってマイナスになる場合も想定されます。子どもの希望にすべて添える訳ではありませんが、状態を見極めた上で、無理な強制になっていないかをヒアリング等で確認します。

評価項目Ⅳ－１－(2)

行事・遊びなどの工夫がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	夏のプール、遠足や七夕等、季節に応じた行事が用意されている。	
	学齢児童に対しても、公園や体育館等で思い切り体を使って遊べるメニューが用意されている。	
	図書やテレビ・ビデオ・CDカセット等を備え、子どもの希望や発達段階に応じて、自由時間に使用・閲覧できるようにしている。また、トランプ、将棋、ゲーム機等が用意されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆自由な外出はできませんが、子どもが閉塞感や圧迫感を感じないように、季節に応じた行事を実施することが重要です。また、行事をとおして子どもの違う側面の観察も可能です。年間計画やヒアリング等でどのような行事が実施されているかを確認します。
- ◆幼児の場合は毎日散歩に出ることができますが、学齢児童の場合は外出もあまりできず、閉塞感や圧迫感が生じがちです。子どもの安全に配慮した上で、できるだけ外に出て遊んだり体を使うことができるようなメニューを工夫しているか確認します。
- ◆読書やビデオ鑑賞、音楽鑑賞などは、子どもの生活の質を高め、余裕のある生活を提供します。一時保護所内に図書やテレビ・ビデオ・CDカセット等が備え付けられているか、自由時間に使うことが出来る状態になっているか確認します。
- ◆自由時間の過ごし方の中で、子どもたちにとってゲーム機は大変人気のある遊びです。子どもの希望に応じて使うことができるように用意されているか、確認します。ただし、テレビの視聴時間と同様に、ゲーム機の使用時間や使用ルール等を守ることは、子どもにとって絶対に必要なことなので、ルール等が明確になっているか、守らせるための工夫はどうしているか等をヒアリングによって確認します。

評価項目Ⅳ－１－(3)

子ども同士の関係づくりへの配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	居室を決める際には、年齢だけでなく、子どもの状況に配慮するとともに、子ども同士の関係性を見極めながら適時適切に居室変更を行っている。	
	学習場面での机の配置について、学年だけでなく子ども同士の関係性を考慮して席を決めている。	
	子ども同士のいじめやトラブルが生じないように、自由時間にも必ず職員が様子を見て確認している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆居室をどう組み合わせるかは子ども同士の関係に大きな影響を与えます。入所当初は子どもの状況を配慮しながらある程度年齢で決めていく部分がありますが、ある程度の期間を経た後には、子ども同士の関係性を考慮した上での部屋替えが必要になります。また、その後も適宜、全体のバランスも配慮しながら、適切な部屋割に努めているかどうかをヒアリングで確認します。
- ◆起きている間に一番多く一緒にいるのは学習場面です。学習場面は男女が一緒であり、学年も近い子どもたちで構成されていることから、子ども同士の関係への配慮が必要です。座席の決め方について、工夫している点についてヒアリングにより確認します。
- ◆一時保護所の中では子どもたちの距離が近いために、トラブルが発生しやすい状況になりがちです。子ども同士の良好な関係を維持するために、職員が常に様子を観察していることが必要になりますが、気をつけている点や課題などについてヒアリングにより確認します。

評価分類Ⅳ－２ いきいきと遊べる空間の確保

《評価のねらい》

- ・一時保護所は、子どもが安全で安心して生活できることを目的とした場であるため、基本的には外出することができません。公園への散歩や行事など様々な工夫をしていますが、一時保護所内部で生活することが基本となるため、内部でいきいきと遊べる空間を確保することが必要になります。子どもが閉塞感に陥らないような環境が整備されているかを評価します。

評価項目Ⅳ－２－(1)

園庭の確保、部外者からのプライバシーの保護等について配慮されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	体を思いきり動かすことができる園庭等が整備されている。	
	園庭が通行者等から見られないような工夫がされている。	
	一時保護所内で楽しめるような遊具が用意されている。	
	雨天のときに室内で遊べるようなスペースが確保されている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆在宅のときに比べて子どもの行動範囲は非常に狭まっています。一時保護所での生活が長引く傾向が続いており、子どもの閉塞感も強まってきます。その解消のためにも体を思い切り動かすことができる空間が必要であり、園庭のスペースや遊具等を実際に見て確認します。
- ◆入所中の子どもの安全を確保するためには、園庭で遊んでいる様子を外部から見て子どもが特定できるようなことがあってはなりません。そのための工夫がどうされているかを実際に見て確認します。
- ◆鉄棒やバスケットゴール等、園庭で遊ぶための遊具が確保されているかを確認します。
- ◆梅雨時や秋の長雨等のときには公園や園庭で遊ぶことが出ない期間が長引きます。そのときには室内であっても十分に体を動かして運動できるスペースが必要です。スペースが確保されているか、室内用の遊具が用意されているかを確認します。

評価分類Ⅳ－3 快適な生活が営まれる住環境への配慮

《評価のねらい》

- ・一時保護所は子どもにとって生活の場です。快適な住環境への配慮やプライバシーへの配慮がしっかりなされているかを、主にハード面から評価します。
- ・施設が老朽化しているなど、ハード面で不備が見受けられる一時保護所についても、室内の清掃や整理整頓、可能な範囲でのメンテナンスが行われ、入所している子どもが快適に過ごすことができているかを評価します。

評価項目Ⅳ－3－(1)

快適な生活が営まれるような住環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	共有スペース、個人のスペースとも、常に清潔に保たれている。	
	共有スペース、個人のスペースとも、換気、温度、採光、照明等への配慮がなされている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもにとって一時保護所は短期間であっても日常生活の場です。また、在宅では劣悪な住環境に置かれていた子どもも少なくありません。清潔さ、温度、採光・照明など、快適な住環境が確保されていることが重要です。
 - ・評価者自身も自分が実際に毎日生活することを想像し、温度は適切かや不快なおいほしないか等を自身の五感で受け止めながら一時保護所を見ましよう。
 - ・築年数が新しいか古いかのみにとらわれず、隅々まで清掃が行き届いているかどうかなどを目で確認するとともに、快適さを保つために工夫している点を聴き取ります。
 - ・個人スペース・共有スペースの清掃頻度や方法についても、聴き取りをしながら取り組みの様子を把握します。

評価項目Ⅳ－3－(2)

必要に応じてプライバシーが守れる空間を確保できるような工夫がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	共有スペース、個人スペースとも個人のプライバシーは守られている。	
	個人のスペースには、必要最小限の私物持込みができるよう配慮されている。	
	家族や学校の先生との面会等ができるスペースが確保されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆ 集団で生活することになる一時保護所においては、個人の「尊厳を守る」視点から、日常生活の中で子ども個々のプライバシーを確保するための工夫・取り組みが重要となります。
 - ・居室は少人数の定員となっているか、年長児童に対しては、個室化などの配慮をしているか、一時保護所内を見学しながら自分の目で確認することが必要です。
- ◆ 一時保護所は、短期間であっても子どもにとっては日常生活の場であり、集団生活の限界はあるものの、家での生活に近い快適性が求められます。
 - ・個人のスペースにどこまで私物を持ち込めると決めているのか、また、そのことを子どもにどう伝えているか聴き取りを行います。
 - ・個人のスペースの広さは一時保護所により異なりますが、それぞれの一時保護所の設備やスペース、他の子どもとの関係も勘案して、私物を最大限持ち込める工夫をしていけば可とします。
- ◆ 入所している子どもにとって、家族や学校の先生との面会は、これからの生活を考えたり、通えていない学校の状況を知る上で大切です。他の子どもに気兼ねなく自由にできるスペースが確保されていることが大切です。
 - ・居室以外のどのスペースで面会することができるのか、また実際の利用頻度等の聴き取りを行います。
 - ・他の子どもに対してプライバシーを守る観点から、個別に扉のついた部屋を利用できるようにするなど、配慮している点を聴き取りにより確認します。

評価分類Ⅳ－４ 食事の工夫

《評価のねらい》

- ・一時保護所の生活の中で、食事はもっとも大きな楽しみといえます。また、家庭では食事を与えられていなかったり、家族団らんの中で食事をするのができなかった子どもも多くいます。一時保護所においては3食の食事が提供されているだけでなく、疾病やアレルギー等に配慮した食事の提供、好みに配慮した食事の工夫などが行われているかどうかを評価します。

評価項目Ⅳ－４－(1)

個々の子どもの心身状態に合わせた食事提供を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や体調、疾病やアレルギー等に配慮した食事を提供している。	
	好き嫌いをなくす工夫や子どもの好みなどを献立に反映させている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆年齢や体調・体質等に配慮しながら、食事の提供が行われているかを評価します。
 - ・食事の内容について、献立表が作成されているかどうか確認します。
 - ・年齢にあわせて、食材を食べやすく（肉に切り込みを入れる、硬いものは小さめに切る）調理しているかを、食事の場で実際に確認します。
 - ・食物アレルギーのため除去食療法を行っている子どもには、除去すべき食物の混入を防止するため、材料票や調理手順を確認しているか、提供時に別トレーにするなど、誤食を防止する工夫がどうされているか、ヒアリングや帳票等により確認します。
 - ・体調の悪いときや疾病時には、おかゆ等を供するなど、子どもの体調に柔軟に対応しているかどうかを、ヒアリングで確認します。
- ◆にんじんやピーマンなど子どもが苦手とする食材について、小さく切ったり、好きなものに混ぜるなどの工夫をしているか、ヒアリングにより確認します。

評価項目Ⅳ－４－(2)

食事を楽しめるような工夫や子どもの好みを献立に反映させているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもの食事の好みを、アンケート調査などの工夫で献立に反映させている。	
	食事は温かいものは温かく、冷たい物は冷たくした状態で提供されている。	
	旬の食材を取り入れ、誕生会や行事等には特別なメニューを出している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		
<p>《評価の視点・ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護所において食事は子どもにとってもっとも大きな楽しみであり、また家庭では十分にできていなかった食習慣を身に付けるという要素もあります。そのために献立や栄養のバランスだけでなく、食事を楽しめる環境づくりがなされているかどうかも評価します。 <ul style="list-style-type: none"> ・献立については、定期的な嗜好調査やアンケート調査を行い、実際に献立に反映させているかどうかを、アンケート結果や献立表などで確認します。 ◆食器は、材質は壊れにくいプラスチック製だけではなく、陶器等も使用しているか、確認します。また、食事は最初から盛り付けられたものがトレーで配られるのではなく、家庭と同じように一人ひとりその場で盛り付けがされているか、訪問調査時に確認します。 ◆面会等で食事時間に遅れた場合でも、同じ内容の献立が適切な状態で供されているかどうかを、ヒアリングにより確認します。 ◆七夕会、夏祭り、年末お楽しみ会等の行事の際には、バイキング形式等の特別なメニューが提供されているかヒアリングにより確認します。 		

評価項目Ⅳ－４－(3)

個々の子どもの発達段階に合わせて必要な食事習慣を習得させているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	一般的な食習慣を身に付けるため、食事時間が適切な時間に設定されている。(夕食は6時以降等)	
	はしの使い方など、発達段階に応じて習得させている。	
	年齢に応じて、調理・配膳・片づけなどに関わらせている。	
	一週間のうち2回以上、手づくりのおやつが提供されている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		
<p>《評価の視点・ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの年齢や発達段階に応じた食習慣の習得を目的とした、適切な指導が行われているかを評価します。 <ul style="list-style-type: none"> ・食事時間が一般的な家庭と同様の設定になっているか、また、夕食から朝食までの時間が長すぎないかなどを確認します。 ◆食事の技術の習得は、マナーとしても大切です。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児に対して、はしの使い方について適切な指導が行われているかを、ヒアリングや訪問調査時の食事時に確認します。 ◆家庭的な生活習慣を食生活の中に取り入れているかを評価します。 <ul style="list-style-type: none"> ・片付け、配膳について、年齢に応じた「お手伝い」を習慣付けているかなどを、日誌、当番表、ヒアリング等により確認します。 ◆一時保護所で提供する食事には、調理済冷凍食品は使用しないようにしています。これは家庭的な手づくりの食事を提供することが大切であることとアレルギーの子どものことを考慮しているからです。調理済冷凍食品を安易に使用していないか、手づくりのおやつが適宜提供されているか、献立表やヒアリングにより確認します。 		

評価分類Ⅳ－５ 衣服の着用と管理

《評価のねらい》

・自由に外出することのない一時保護所の生活の中では、衣類も家庭内で生活する服装が基本となります。私物を使用することもできますが、新しく補給することは困難ですので、大多数の子どもは一時保護所で用意した衣服を利用することとなります。それらについて、子どもの好みを尊重しているか、気候に合わせた衣服を用意しているかなどを評価します。

評価項目Ⅳ－５－(1)

必要な衣習慣の習得を援助しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	発達段階や好みに合わせて、子ども自身が衣服を選択できる機会を設けている。	
	気候、汚れなどに応じた選択・着替えの衣習慣を習得させている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもによっては、清潔で充分手入れされた衣服を与えられていない場合もあります。自分の発達段階にあった清潔な衣服を用意する必要があります。
- ◆子どもの年齢や発達段階に応じて、限られた範囲であっても、子どもの好みに合わせた衣服を個人に用意しているかを確認します。
- ◆気候などに配慮できる習慣を身につけさせるよう指導しているか、確認します。
 - ・気候にあった服装や清潔に保たれた服装をしているかを確認します。

評価項目Ⅳ－５－(2)

衣服の管理の習得を援助しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	下着の洗濯やたたみができるよう指導している。	
	個々の収納スペースを確保し、「自分の服である」という所有感を持たせるとともに、衣類の整理、保管などについて自己管理ができるように援助している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの年齢や発達段階に応じて、自己の衣服類の管理を適切に行うよう指導しているかを評価します。
 - ・学童は、下着の洗濯や衣類たたみを自分でやっているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆個人用のたんす類が備え付けられ、年長児は整理整頓を自分でやっているか、ヒアリングにより確認します。

評価分類Ⅳ－6 適切な入浴

《評価のねらい》

- ・一般に子どもたちは、幼児、学童を問わず体を動かすことが多く、たくさん汗をかきます。在宅のときには適切な入浴機会が与えられておらず、皮膚疾患や頭じらみ等の症状を呈している子どももいます。一時保護所に入所した子どもたちは、適切に入浴する機会が与えられ、身体の清潔に心配りができる生活を保証することが必要です。

評価項目：Ⅳ－6－(1)

入浴の時間・回数、安全面の配慮等は適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	毎日入浴できる、または入浴日以外でも子どもの希望により毎日でも入浴やシャワー浴ができる。	
	子どもの年齢に応じて、安全に入浴できるよう職員の体制が整えられている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆入浴の時間や回数に関し、子どもの希望にどの程度応えようとしているかを確認します。
 - ・清潔さを保つ観点から、汗をかいた状態で就寝することのないよう、毎日入浴できているか、少なくとも子どもの希望に応じて入浴やシャワー浴が出来るように配慮しているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆不慮の事故が起こりやすい入浴場面では、子どもの年齢に応じて安全面に配慮しているかを確認します。
 - ・一人での入浴が困難な幼児については、職員と一緒に入浴するか、入浴の介助を行っているかヒアリングにより確認します。

評価項目：Ⅳ－6－(2)

入浴に関して、子どもの自尊心やプライバシーに配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	脱衣は必ず、ドアやカーテンを閉めた浴室内の脱衣所で行われている。	
	希望があれば個別入浴に対応している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆思春期の子どもや身体的に事情のある子どもにどのような配慮をしているかを評価します。
 - ・脱衣が異性や職員の視野に入らないように、専用のスペースがドアやカーテンで確保されているかを確認します。
- ◆個々の体調や対人関係に配慮の必要な子どもに対し、個別の入浴を許可しているかを評価します。
 - ・生理時や身体面で、他の子どもと一緒に入浴を希望していない子どもに対し、個別の入浴を許可しているかをヒアリングで確認します。
- ◆子どもの成長や生活時間を配慮した入浴時間の設定になっているかを評価します。

評価分類Ⅳ－7 安心できる睡眠の確保

《評価のねらい》

- ・一時保護所に入所している子どもたちの中には、虐待を受けていた子どもも多く、入眠時に過去の体験を思い出して寝つけなかったり、泣き出す場合があります。また、寝入った後でも怖い夢を見たり、うなされたりして起きてしまう場合もあります。職員が付き添って安心させて寝かしつけるなど、愛情あふれたきめ細かな対応が必要になります。

評価項目：Ⅳ－7－(1)

夜間の不安やぐずり等に対して適切に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入眠時に不安や不眠を訴えた子どもに対しては、職員が付き添って話を聞いたりしながら寝かしつけるようにしている。	
	定期的に寝ている状況を観察し、起きている子どもに対しては声かけしながら状況を観察し、必要な対応をしている。	
	必要に応じて、夜間のトイレ等に付き添って声かけ等を行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆入眠時の対応について子どもの希望にどの程度答えようとしているのかを確認します。
 - ・子どもの状況によっては、寝付くまでそばにいてほしいとか、話を聞いてほしいとか希望する場合があります。他の子どもたちの入眠状況等、全体の状況を把握しながら個別の希望にどう答えているのか、ヒアリングにより確認します。
- ◆子どもたちは入眠後もうなされたり飛び起きたりすることも多くあります。同室で付き添っていないくても、子どもたちの様子を定期的に観察したり、子どもに動きがあったときには機敏に対応できる体制が必要になります。
 - ・職員が一晩中寝ずに付き添う、いわゆる夜勤体制にはなっていない現状の中で、どのように対応しているのか、ヒアリングにより確認します。

評価分類Ⅳ－8 適切な排泄指導

《評価のねらい》

- ・一時保護所に入所している子どもたちのうち、幼児について大多数が排泄が自立していません、紙おむつを着用しています。入所後に発達に応じて排泄の自立に向けた指導を行っています。また、学齢児童についても、自立していませんにおむつを着用する子どもや、夜尿してしまう子どももまれにいます。子どもたちの自尊心を傷つけないような配慮が必要になります。排泄についてどう指導しているのか確認します。

評価項目：Ⅳ－8－(1)

おむつ着用児や夜尿児童への配慮、プライバシーの配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	学齢児童がおむつを着用する場合には本人が十分納得するよう話し合っている。また、他の子どもに分からないように、風呂場の脱衣室等で着脱させている。	
	夜尿をした学齢児童については、予防のために夜中に定期的に起こすなどの支援を行っている。また、してしまったときには、他の子どもに分からないように、職員が布団の手当等をしている。	
	幼児については就寝中も職員が常に確認して、おむつから漏れていた場合は着替えをさせている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆学齢児童でおむつをすることは自尊心を非常に傷つけることとなります。どうしても着用しなければならないときでも本人と話し合い、納得した上で着用させているかヒアリングにより確認します。また、着脱の際も他の子どもの目に触れないような場所で行っているか確認します。
- ◆排泄自立のための指導も必要であり、就寝時の排泄指導はもとより、夜中も決まった時間に起こしてトイレに誘導するなどの指導も必要になります。また、夜尿した場合でも他の子どもの目に触れないように処理するなどの配慮が必要であり、どのように行っているのかヒアリングで確認します。
- ◆幼児については自立に向けた指導をどう行っているかを確認するとともに、就寝中におむつから尿が漏れたままにしておかないことも必要です。
 - ・職員が一晩中寝ずに付き添う、いわゆる夜勤体制にはなっていない現状の中で、どのように対応しているのか、ヒアリングにより確認します。

評価領域Ⅴ 施設運営

- ・子どもが安全で安心して生活できる状況をつくるためにも、また子どもへの安定した支援を行うためにも、一時保護所という施設の運営面についての評価をすることが必要です。
- ・この領域では職員の人材育成の視点や危機管理の視点など、一時保護所として質の高い支援を行うために必要とされる施設の運営面について評価します。
- ・また、関係機関との良好な関係やボランティアの受入などの外部との連携についても評価します。

評価分類V-1 職員間の情報共有・連携

《評価のねらい》

- ・ 保護所の業務はシフト勤務ということもあり、職員間の情報共有の不徹底がその後の援助に支障をきたすことが少なくありません。その点で一時保護所の運営において職員間の情報共有に関する工夫が他の職場にも増して求められます。

業務日誌、経過記録、児童観察記録、連絡帳等の様々な記録について、職員間で共有化されていることが必要です。

評価項目V-1-(1)

子どもへの支援内容や対応方法が共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	係会議が定期的に行われている。	
	すべての職員が、業務日誌等で支援に必要な情報を職員間で共有する工夫がされている。	
	日々の業務の引き継ぎが適切に行われている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆ 定例的な係会議を開催し、一時保護所の運営状況を係全体で確認するとともに、課題の解決に向けて全員で取り組んでいるか、その姿勢を評価します。
- ◆ 一貫した子どもの支援を行うには、子どもに関する情報が職員間で共有化され、活用されていることが必要です。
 - ・ 子どもへの支援上必要な情報は、業務日誌等で記録され職員が共有できる状態にあるか確認します。日々の引継ぎの際には、入所児童の状況、学習時間中の様子、具体的な対応について、学習指導員等も含め職員間での情報共有がされているか確認します。

評価項目V-1-(2)

児童相談所内の児童福祉司等他の職種との連携が図られているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	担当の児童福祉司が、適時適切に一時保護所と連携しながら児童の支援にあたっている。	
	必要に応じて医学的診断や心理学的判定を受け、日常の支援に生かしている	
	児童精神科医との日常的な連携が取れている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆ 児童相談所は、多職種の職員が多角的・総合的に児童の課題に対応し、解決していく組織体である。具体的には、児童福祉司、児童心理司、保育士、医師、看護師、保健師、事務担当などがおり、それぞれが有機的に連携して課題に対応しています。この項目では、一時保護所に入所している児童の支援に、児童相談所の他部門の職種の職員がどのように連携しているかを評価します。

評価分類V-2 職員の技術の向上、人材育成

《評価のねらい》

- ・一時保護所の運営においては、入所児童一人ひとりの個性や状態に合わせた支援を行う「個別化」と、いつ誰が行っても同じ水準のサービスが提供できる「標準化」を図ることが必要となります。
- ・ここでは「標準化」を支える支援技術「スキル」の向上と「一貫性の確保」の取り組みについて、十分な仕組みが作られているかを評価します。
- ・また、研修等を通じてレベルを高める取り組みがどのようになされているかを評価します。

評価項目V-2-(1)

職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	職員参加により、定期的（年1回以上）に、自己評価を行っている。	
	質の向上を図るための会議・勉強会が開かれている。	
	必要に応じて外部から援助技術の評価・指導等を受ける仕組みがある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆まずは一時保護所内で、援助技術のレベルの確認・チェックを定期的に行うことが求められます。
 - ・個々の職員について、職員参加により援助技術の評価を行う機会が定期的に設けられているかを確認します。
 - ・評価にあたっては、職種別、経験年数別等により目標を定め、到達度を評価しているかどうかを確認します。
- ◆一時保護所の運営にあたって工夫・改善した良い事例について、どのように共有化を図っているかをとらえます。
 - ・個人あるいは集団での援助技術を向上させるためには、事例研究会、勉強会等の開催が有効です。定期的に行われているかどうか、また不定期の場合、実際の開催状況を聴き取り、必要に応じて開催できる体制が整えられているか確認します。
 - ・それらを踏まえて、一時保護所運営の質の向上や改善のための具体的取り組みが図られているかを確認します。
- ◆高度化する専門技術に対応していくためには、福祉系大学や専門機関、先進施設における先端技術を習得できる仕組みが重要です。
 - ・必要な時には外部の専門家などの支援が受けられるよう、専門機関や他の施設との連携が図られているかを確認します。

評価項目 V-2-(2)

職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	内部研修が定期的（年2回）に実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が必ず受講できる。	
	施設外の研修会、大会等への参加、他の福祉施設での実地研修等が積極的に行われている。	
	研修の成果について、受講者が発表し、他の職員にフィードバックするなどの工夫がされている。	
B	職員の研修ニーズにも配慮し、研修担当者が研修計画を作成している。	
C	施設としての研修計画を作成しておらず、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆職員の資質向上のためには、実務を通じて経験を重ねるだけでなく、適宜、一時保護所を運営する手順や理論などを再確認したり、新しい援助技術を学ぶ機会を設けることが必要となります。ここでは、職員の能力向上の取り組みとしての研修について評価します。
- ◆研修は計画的に行われることが必要です。そのためには、研修計画が作成されていることが必要です。
 - ・研修計画を書面で確認し、
 - ①職場で研修担当者が選任されているか
 - ②目的、対象、実施時期、などが明確にされているか
 - ③OJT、Off-JT、SDSの3つのタイプの研修が体系的に確立されているか
 - ④職種、経験年数別等、具体的に策定されているか
 などをとらえます。
 - ・また、研修計画の策定にあたって、どのように各職員のニーズを把握しているか確認します。
 - ・職員に多くの仕事を体験させるように、人材育成計画に基づいて、定期的に職務の異動を行っているか（ジョブ・ローテーション制度など）確認します。
- ◆経営責任職、運営責任職等が人材育成の必要性を十分理解し、研修体制を支援する仕組みが整えられているか評価します。
 - ・内部研修の実施、外部の研修会・大会等への参加の状況など、具体的な取り組みを聴き取って確認します。
- ◆研修計画に沿って職員研修を行うだけではなく、研修成果を評価する仕組みや、職場外研修を受講した職員が研修成果を職場へフィードバックする方法や仕組みが確立されていることが大切です。
 - ・研修効果の測定が行われているかどうかを記録等により確認します。
 - ・外部研修等に参加した職員が研修成果を一時保護所内で活かすための仕組みについて具体例などを聴き取って確認します。
- ◆研修の成果を検証し、見直しをすることも重要です。
 - ・研修の成果や実施経過についての評価がいつ、どのように行われているか、必要な軌道修正が行われているかを聴き取り、見直しの仕組みが確立されているか確認します。

《工夫事例》

- ・研修推進委員会等を設置し、職員ニーズの把握や研修を体系的に進める体制を整えている。
- ・一時保護所の研修計画を評価するチェックシート・個人の研修成果を評価するチェックシートを作成し、研修計画の見直しや個々の職員の取り組みを評価し、課題を明確にしている。

評価分類V-3 健康管理・安全管理

《評価のねらい》

- ・健康管理、安全管理はそれぞれ性質が異なるものの、非常に重要な観点であり、家族の関心も高いものです。子どもの健康管理のための取り組みが適切になされているか、感染症予防などの衛生管理は適切に行われているか、事故や災害への対策や対応が適切に取り組まれているか、などの側面から評価を行います。

評価項目V-3-(1)

子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入所時の子どもの健康状態についての的確に把握している。	
	一人ひとりの子どもの健康状態を把握するよう努めている。	
	医薬品や医療器具が準備され、適切に管理されている。	
	既往症について保護者及び関係機関から情報を得られるように努め、対応を関係する職員に周知している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆子ども一人ひとりの健康状態を把握するために、どのように取り組んでいるかをとらえます。
 - ・入所時の健康診断により、子どもの健康状態について、的確に把握しているかどうか、記録等を確認し評価します。
 - ・子どもの健康状態について、食事、入浴時等日常生活の中で把握しているかを日誌等により確認し評価します。
- ◆子どもの健康管理に必要な医薬品、診療材料、医療器具などが準備されているか、また、期限切れが生じていないか、衛生的な管理がなされているかを確認し、評価します。
- ◆既往症について情報を入手しておくことは、緊急時などの対応に役立つことから、保護者や関係機関などから入手するとともに、子どもに対応する職員にその内容を周知しているかを確認し、評価します。

評価項目 V-3-(2)

衛生管理や感染症対策が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	マニュアルは職員参加により定期的（最低年1回）に見直しを行っている。	
	感染症の発生時の対応について、子どもへの対応方法や配慮事項を全職員が共有している。	
	マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的な研修の実施などの具体策を講じている。	
B	衛生管理、感染症防止に関するマニュアルがある。	
C	衛生管理、感染症防止に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆入所児童の快適な生活確保のためには、病気にかからないよう、施設・設備等の衛生管理に加え、子どもの生活場面及び職員の援助場面での衛生管理などが必要です。
ここでは、衛生管理や感染症対策が適切に行われているかを評価します。
- ◆衛生管理、感染症対策は、全ての職員が統一的な対応が行えるよう、組織全体で取り組むべきものであり、そのための「マニュアル」整備が最低条件になります。
 - ・「マニュアル」には以下の項目が必要です。
 - 【衛生管理マニュアル】
 - ①調理関係の衛生管理
 - ②浴室、トイレ、洗面所、洗濯室等の衛生管理
 - ③寝具等の衛生管理
 - ④給排水、換気、空調設備等の衛生管理
 - ⑤ごみ処理等における衛生管理
 - ⑥日常的及び定期的に点検すべき項目（点検表）
 - ⑥衛生管理体制（責任者、担当者）
 - 【感染症マニュアル】
 - ①感染症の基礎知識（定義、類型、感染源・感染経路等）
 - ②感染症予防策（利用者・職員）（標準予防策：スタンダード・プリコーションに準拠）
 - ③感染症防止体制（責任者、担当者）④感染症発生時の対応
- ◆立派なマニュアルを作成していても、その内容を職員が理解し、マニュアルに基づく対応が行われていなければ、何の意味もありません。そのためどのような具体策がとられているかを確認します。
 - ・マニュアルの配布状況（誰が持っているのか）確認します。
 - ・マニュアルの置き場所を確認するとともに、職員の周知度を確認します。
 - ・研修の回数、内容、対象者等を確認します。
 - ・その他の取り組みについても、実施状況のわかるものを提示してもらいます。
 - ・マニュアルの内容を職員に質問し、理解度を確認します。
 - ・マニュアルの内容は、入所児童に関わる職員のみならず、事務職等も含めた全職員が把握しておく必要があります。把握状況を職員から聴取します。
 - ・必要な物品がすぐ使えるように準備されている。
- ◆施設独自のマニュアルではなく、既存のものを活用することも1つの方法ですが、施設・設備等の状況、入所児童の状況等により対応策は自ずと変わってきます（独自のマニュアルの場合も同様）。自施設にあったより良いマニュアルにしていくためには、定期的な点検・見直しが必要です。
 - ・見直しの時期、内容、参加者を記録等で確認します。

評価項目 V-3-(3)

職員のメンタルヘルスへの対応が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	処遇困難な児童などへの対応を係全体で検討、共有化し個人の負担を軽減する取り組みをしているか。	
	メンタルヘルスの相談窓口が、職員に周知されているか。	
	メンタルヘルスを理解するための研修が定期的に行われているか。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆近年の一時保護所は、虐待を受けた児童や非行の児童など処遇困難なケースが増え、職員に対する児童からの暴力や備品の破壊などが発生しており、職員のストレスも非常に高まっています。そのため、処遇困難な児童へ組織的に対応し、職員個人の負担を軽減しているかを評価します。
- ◆市役所で設置しているメンタルヘルスを扱う「こころの相談室」が、職員にどの程度認知されているか確認します。
- ◆メンタルヘルスを理解するために、職員に対してどのように研修が実施されているか確認します。

評価項目 V-3-(4)

安全管理のマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	マニュアルは職員参加により定期的（最低年1回）に見直しを行っている。	
	緊急連絡体制が確立している。	
	通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を定期的（月1回以上）に実施している。	
	職員が救急救命法を身につけている。	
	救急薬品やAEDが設置され、すぐ使用できる状態になっている。	
B	事故や災害に適切に対応できる具体的なマニュアルを作成している。	
C	事故や災害に適切に対応できるマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆事故や災害のマニュアルを備えているだけでなく、内容が全職員に周知されていることが必要です。
 - ・マニュアルに記載されている内容を確認し、予想される事故や災害への対応についてもれがないかを評価します。
 - ・マニュアルについては、健康上配慮すべき子どもたちの誤薬による症状悪化や、アレルギー疾患のある子どもたちのアナフィラキシーショックなどの想定をしている具体的なものか、確認します。
 - ・マニュアルをどのように職員に周知しているかをヒアリングします。
- ◆緊急連絡体制について、掲示または文書の有無を確認し、いつでも、誰もがみられるようになっているかを確認します。
- ◆事故や災害に備え、様々な事態を想定した訓練を日頃から行っていることが大切です。
 - ・防災・避難訓練の実施頻度、内容について訓練記録により確認し評価します。
 - ・訓練内容には、通報連絡の訓練や、地域の避難所への誘導訓練が含まれているかを確認します。
- ◆出来るだけ多くの職員が繰り返し救命救急法について学習し、身につけていることが重要です。

評価項目 V-3-(5)

外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	不審者の情報が関係機関、近隣住民等から得られるネットワークができている。	
	不審者等の侵入防止策（出入口の施錠等）が講じられている。	
	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。	
B 外部からの侵入者対策マニュアルが作成されている。		
C 外部からの侵入者対策マニュアルがなく、対策が不十分である。		
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆地域で犯罪や子どもに関わる事件が発生した場合は、外部からの出入りについて細心の注意をすることが必要です。情報を速やかに得るため、関係機関や地域住民とのネットワークについて確認します。
 - ・各区の警察及び地区の派出所や学校との連携がとれているかについてヒアリングします。
- ◆不審者が侵入した場合、警察や近隣に対する通報体制を確立していることが重要です。
 - ・不審者侵入時の通報体制がどのようになっているか、また、通報訓練や避難訓練の実施について、訓練実施記録の参照やヒアリングにより確認します。
 - ・不審者の侵入経路は予測が出来ないため、あらゆる場面を想定した避難訓練、通報体制ができているかを確認します。
 - ・出入口に門扉があり、施錠が出来る、センサー等が取り付けられ、警備会社等への非常通報システムがある、など確認します。
 - ・宿直の業務員が勤務していて、非常ボタン等で他職員に通報するシステムがあるなどを確認します。
- ◆侵入防止対策についての日頃の取り組みを確認します。
 - ・侵入防止対策のマニュアルがあるかどうか確認します。
 - ・侵入防止策が講じられているかどうか図面や施設状況等（入り口等）で確認します。

【法令等の規定】

〔児童福祉施設における児童の安全の確保について〕平成13年6月15日雇児総発第402号

- 1 児童福祉施設等については、従来から、地域に開かれた地域のボランティア、保護者、関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となって児童の安全確保に努めること。地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒に施設開放に消極的にならないよう留意すること。
- 2 児童福祉施設等の児童の安全の確保については、都道府県、市町村と各施設等が一体となって対策を検討すること。

評価項目 V-3-(6)

無断外出の防止や発生した場合の対策が適切にとられているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	入所児童に対して日頃から無断外出をしないよう指導している。	
	建物の構造が、自由な出入りを制限できるように工夫されている。	
	警察や関係機関との連絡調整が円滑に行われている。	
B	無断外出に備えて、マニュアルなどを用意し、捜索や連絡調整等について適切かつ迅速に対応するよう努めている。	
C	特に配慮していない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆無断外出発生時のマニュアルを備えているだけでなく、内容が全職員に周知されていることが必要です。
 - ・マニュアルに記載されている内容を確認し、予想される事故などへの対応についてもれがないかを評価します。
 - ・マニュアルをどのように職員に周知しているかをヒアリングします。
 - ・無断外出児童について警察、必要があれば、学校等相談機関との情報連絡網があるか、確認します。
 - ・一時保護所への自由な出入りを制限できる構造となっているか確認します。

評価分類V-4 地域や関係機関との関係

《評価のねらい》

- ・一時保護所を地域や関係機関に知ってもらい、一時保護所が地域の社会資源として機能するためには、一時保護所自らが地域等に対して情報を発信していくことも必要です。
- ・一時保護所の情報をプライバシーに配慮しながら、地域や関係機関に提供することは、一時保護所の理解を深めるばかりでなく、運営の透明性の確保にもつながります。
- ・また、入所児童の在籍校との情報交換など良好な関係が維持されているかも評価します。

評価項目V-4-(1)

地域や関係機関との関係は良好か

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	プライバシーの尊重を前提として、一時保護所の概要などを、地域の関係機関に情報提供している。	
	学校等関係機関や地域住民に対し、一時保護所の理解を深めるような活動をしている。	
	入所児童の在籍校との個別の情報交換が必要に応じて行われている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆地域の人達に一時保護所を理解してもらうためには、施設見学時等に情報を提供していくことが必要になります。
- なお、情報提供に際しては、子どものプライバシーへの配慮が不可欠です。
- ・施設見学時の対応などの作成物を直接確認します。
- ・プライバシーへの配慮については、具体的に何にどのように気を付けているか、ガイドライン等を聴取します。

評価分類V-5 実習・ボランティアの受け入れ

《評価のねらい》

- ・ボランティアや実習生の受け入れには、施設運営が閉鎖的になることを防ぐという役割と入所児童の生活の広がりにも寄与するという役割が期待されます。
- ・また、ボランティアや実習生が一時保護所での経験を通して、児童福祉への理解を深め、地域での福祉の風土づくりの一翼を担っていくことなど福祉人材の育成も期待されます。
- ・ここでは、一時保護所がボランティアや実習生の受け入れを通して、福祉の普及・啓発をどれほど意識し取り組んでいるかを評価します。

評価項目V-5-(1)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもにも基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。	
実習生と職員との意見交換の機会を設けている。		
B	マニュアルに基づき施設の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。	
C	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆実習生の受け入れは計画的に行わないと、子どもの生活や一時保護所の運営に混乱を招く懸念があり、受け入れに当たっては、施設としての一貫した方針が必要で、受け入れのためのマニュアル等の整備が最低条件になります。
 - ・マニュアル等について、特段定めはありませんが、以下の点が盛り込まれているか確認します。
 - ①実習生受け入れの方針（「社会福祉人材の育成」など）
 - ②実習生の対象要件、受け入れ期間、業務内容
 - ③担当者、受付・対応の手順・方法
 - ④入所児童の人権やプライバシー保護について
 - ・実習生への説明資料についても、「やってもらいたいこと」、「やってはいけない」ことなどが明記されているか確認します。
- ◆マニュアルがあっても、受け入れる側の職員や子どもが受け入れの趣旨を理解していなければ、実習は円滑に進みません。
 - ・事前に、職員や入所児童に趣旨を説明しているか聴き取りを行います。
 - ・また実習生の受け入れについて事前説明を行うなど、理解を図っているか確認します。
- ◆実習生の受け入れにあたっては、責任の所在を明確にするため担当者を定めるとともに職員が、実習生の活動を把握できるよう記録を残しておくことが必要です。
 - ・実習生受け入れにあたっての担当者の決め方について聴き取りを行います。
 - ・また、実習の日々の活動記録など書面で確認し、実際の活動内容を把握します。
- ◆実習生からの意見や指摘事項を貴重な外部からの目として、一時保護所運営の質の向上や今後の運営に役立てていこうとする姿勢を評価します。
 - ・振り返りや意見交換の場など、実習生から意見を聴取する仕組みを持っているか確認します。
 - ・実習生の受け入れを通して気づいた点や、実際に意見や指摘事項をもとに改善した事例などを具体的に聴き取ります。
- ◆また、実習生の受け入れは福祉人材の育成という側面もあるため、ただ受け入れれば良いということではなく、どのようなプログラムを策定し実施しているかが重要となります。
 - ・受け入れ職種や実習範囲に応じてプログラムを設定しているか、実際のプログラム内容を書面で確認します。

評価項目 V-5-(2)

ボランティアの受け入れや育成を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れと育成の担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	ボランティアの意見や指摘事項を施設運営に反映させている。	
B	マニュアルに基づき一時保護所の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。	
C	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

《評価の視点・ポイント》

- ◆ ボランティアの受け入れは計画的に行わないと、子どもの生活や一時保護所の運営に混乱を招く恐れがあり、受け入れにあたっては、一時保護所としての一貫した方針が必要で、受け入れのためのマニュアル等の整備が最低条件になります。
 - ・ マニュアル等について、特段定めはありませんが、以下の点が盛り込まれているか確認します。
 - ① ボランティア受け入れの方針（「社会福祉人材の育成」など）
 - ② ボランティアの対象要件、受け入れ期間、業務内容
 - ③ 担当者、受付・対応の手順・方法
 - ④ 入所児童に対する人権やプライバシー保護について
 - ・ ボランティアへの説明資料についても、「やってもらいたいこと」、「やってはいけない」ことなどが明記されているか確認します。
- ◆ マニュアルがあっても、受け入れる側の職員や子どもが受け入れの趣旨を理解していなければ、ボランティア活動は円滑に進みません。
 - ・ 事前に、職員や入所児童に趣旨を説明しているか聴き取りを行います。
 - ・ またボランティアの受け入れについて事前説明を行うなど、理解を図っているか確認します。
- ◆ ボランティアの受け入れにあたっては、責任の所在を明確にするため担当者を定めておくとともに、職員がボランティアの活動を把握し、十分指導できるよう記録を残しておくことが必要です。
 - ・ ボランティア受け入れにあたっての担当者の決め方について聴き取りを行います。
 - ・ また、ボランティアの活動記録など書面で確認し、実際の活動内容を把握します。
- ◆ ボランティアからの意見や指摘事項を貴重な外部からの目として、一時保護所運営の質の向上や今後の運営に役立てていこうとする姿勢を評価します。
 - ・ 振り返りや意見交換の場など、ボランティアから意見を聴取する仕組みを持っているか確認します。
 - ・ ボランティアの受け入れを通して気づいた点や、実際に意見や指摘事項をもとに改善した事例などを具体的に聴き取ります。

平成 30 年度
児童相談所一時保護所外部評価報告書

平成 30 年 10 月

横浜市児童福祉審議会